

第三十四回国会 参議院文教委員会會議録第二号

昭和三十三年三月三日(木曜日)午前十時三十五分開会

委員の異動

二月二十九日委員荒木正三郎君及び松永忠二君辞任につき、その補欠として岡三郎君及び加瀬完君を議長において指名した。

一月三十日委員東隆君辞任につき、その補欠として椿繁夫君を議長において指名した。

二月二日委員井野碩哉君辞任につき、その補欠として安部清美君を議長において指名した。

二月二十二日委員加瀬完君辞任につき、その補欠として占部秀男君を議長において指名した。

二月二十六日委員椿繁夫君及び占部秀男君辞任につき、その補欠として清澤俊英君及び加瀬完君を議長において指名した。

二月二十九日委員加瀬完君辞任につき、その補欠として松澤兼人君を議長において指名した。

三月二日委員松澤兼人君辞任につき、その補欠として加瀬完君を議長において指名した。

委員長の異動

二月二十六日相馬助治君委員長辞任につき、その補欠として清澤俊英君を議長において委員長に選任した。

出席者は左の通り。

理事

北畠 教真君

委員

近藤 鶴代君	加瀬 完君	安部 清美君	小幡 治和君	杉浦 武雄君	野本 品吉君	岡 三郎君	千葉千代世君	相馬 助治君	柏原 ヤス君	常岡 一郎君	岩間 正男君	政府委員	文部大臣官房長	天城 勲君	事務局側	常任委員	工業 英司君	会専門員
--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	------	---------	-------	------	------	--------	------

れ、その補欠として椿繁夫君が選任されました。

二月二日、井野碩哉君が辞任され、安部清美君が選任されました。

二月二十六日、椿繁夫君が委員を辞任され、その補欠として清澤俊英君が選任されました。

以上であります。

○理事(吉江勝保君) 次に、理事の補欠互選についてお諮りいたします。

現在、当委員会に理事が一名欠員となっております。互選は慣例により、成規の手続を省略いたしまして、委員長にその指名を御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(吉江勝保君) 御異議ないと認め、委員長より加瀬完君を理事に指名いたします。

○理事(吉江勝保君) 次に、定例日の件についてお諮りいたします。

本委員会は、従来、毎週火、木の二日を定例日として審議を続けて参りましたが、今国会も、別に御異議がなければ、そのように決定したいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(吉江勝保君) それでは、さうに決定いたします。

○理事(吉江勝保君) 次に、今後の文教委員会の日程等につきまして、各会派から一つ自由に御意見を拝聴いたし

たいと思ひます。どうぞ御意見のある方は御発言願ひます。

○相馬助治君 先ほど委員長・理事打合会の席上でちょっと申し上げておいたのですが、私は二つの点をこの際文部省に向かつて質問をしたいと思つております。文部省が自発的に当委員会を通じて具体的なことを御発言になるならば、委員長においてお取り計らい下さつてもけっこうです。

一点は、御承知のように、本年度、中学に入る子供、それから現在の五年生、四年生、この三カ年間は異常な人数が多い、いわゆるベビー・ブームと言われる年で、この子供たちの教育の問題は非常に大きな問題であらうと思つております。文部省は依然としてすし詰めの学級その他完全に解決をしていないのに、こういう特異な姿に出会ふのであるから、すでに何らかの具体案等もあらうと思つておられます。先般、読売新聞に出たところを見ると、なかなかけっこうすぐめの案が発表されておりますが、しかし、一般のすし詰め学級の解消の問題、それから小中学校における教職員の定員の問題、こういうものと関連して見ると、新聞に報ぜられたような気楽なことにはなかなかいかまいと思つて、この際、私はこの問題について積極的な文部省の構想を承りたいと思つております。私自身が緊急質問の形で扱わしていただいてもけっこうです、先ほど申しましたように、委員長の方から文部省に発言を要求されて、積極的に向こうから御発

言されてもけっこうですから、これらの点について、ぜひ文部省の意見を承りたいというのが一点です。

第二点は、芸術院というのは御承知のように、日本の芸術の総本山であり、元締めであります。この会員の選挙にからんで若干奇怪なうわさも私は承つております。なお、日展の運営、その他についても必ずしも理想の姿にいつていないのではないかと、こういうふうにも思つております。私はこの際、高橋誠一郎芸術院院長を本委員会にお呼びして、それぞれ事実をたゞして、事態を明瞭にする必要があると思つて、求しても、文教委員会の当初で、他の議案との関係もあると思ひますので、この問題についても第一点に申し上げたような、同じ形でけっこうですから、もし文部省から積極的に意見の開陳あらば承つて、納得できればよし、納得できない場合には、いずれこれを別途な方法で追及したいと、こう考えております。

以上二点、特に委員長にその処置方をお願いしておきます。

○理事(吉江勝保君) 今の相馬君の御意見につきましては、委員長の方で御要望のような措置が講じられるように一つ努力してみたいと思ひます。

○岩間正男君 私は、先ほど相馬君の御意見もありましたが、すし詰め学級の問題は、日本の文教政策の一つの大きな根幹で、宿題になつておる問題だと思ひます。これは最近いろいろ五カ年

計画というようにすることで施策もやられておりますけれども、この実態をもう少しはつきりつかむということですね。当委員会としても、これを直接つかむという努力が、今後の文教政策推進に必要な点かと考えておるわけですが、そういう点では、東京あたりにもだいたいこういうところがある。私たちが聞いたところでも、大田区あたりではことにひどい。何でも全都の中の半分以上が六十人以上の学級があるそうです、全都の過半数。そういう実情を聞いておりますので、こういうものをはつきりつかんで、これに対する対策を立てるというところは、当委員会の当然の任務としてやられるべきだと思ふ。

それと、もう一つ関連して、大衆負担の問題ですが、PTAの会費その他の負担、この問題も文部省の先ほど資料をもらったのです。これは予算委員会ですが、予算委員会に出されたのを見ますと、これは非常に少な過ぎるのじゃないか、四・二%というのですよ。当然、公費として出しているのに対して父兄負担が四・二%、どうも私たちの聞いた見たりしている現状にはむろん合っていないと思ふのです。ですから、できましたら、これもすいぶん教育の機会均等と深い関係があるところで、経済的な原因で教育をやたたくもやれなくなっているところが相当できているのじゃないか、一面に。そういう点で実際の様子をつかむために、できたらしうい地域なんか、文教委員会が直接出て行って、そこで懇談会をして、父兄の切実な要求を聞く、それから現状もつかむ、こういう努力の上に立って、文部省のいろいろな施策に対して積極的に

推し進める一つの要因にしたい。そういうふうな考えますので、できるだけ実態調査の面で努力していただきたいというふうな考えです。

そういうものと関連しまして、教員の問題なんかでは、産前産後の休暇にからんでの補助教員の問題とか、養護教員の問題とか、事務職員の非常に不足しているこの問題は、ずっと当委員会で今まで継続的にやられてきたと思ひますが、こういう実態をもう少しつかむ、こういう努力もお願いしたい、こう思ひます。

○野本吉吉君 私はおくれに來まして、今までのことをよく承けておらぬのですが、いづれこの委員会のこれからの運営に關連しておることと思ひますので、私も一つ問題を提起しておきたいと思ふのです。

それは教科書を中心とするいろいろな問題が考えられるんです。第一に考えることは、昭和二十三年にきまつた教科書の発行に關する臨時措置法というので今まだ扱われているんで、当時の状態と今の状態がずいぶん違つておりますから、そういう角度からの教科書発行に關する法律なり規則なりを検討したい。それからもう一つは、教科書の正誤に關する問題なんです。教科書の誤りが指摘される場合に、その正誤が迅速に行なわれておらぬという事実をいろいろ調べておつたんですが、それらのことについて一つ、それからもう一つは、国際理解と教科書の問題ですが、これはすでに前に私がこの委員会ですの問題を取り上げてちょっと触れておつたわけです。その後の状況を見ましても、まだ遺憾の点がありま

つの問題は、最近各地に起つております建設事業と文化財保護の問題、まあそういうようなことで、大体教科書の問題を中心として検討の機会を与えていただきたい。これをお願いしたい。

○加瀬亮君 清澤さんから皆さんに御依頼をしていただきたいという点でございしますが、御承知のように、ILOの問題にからみまして、現職専従がいろいろ新聞にも出ておるわけですが、たゞさん報道されておりますが、このILOにからむところの現職専従の問題でぜひ至急に質問したいという要求がございしますので、お取り計らいをお願いしたいと思ひます。

○岡三郎君 ほかに一ぱい問題があるんですがね。しかし、ここであらかじめ申し出たものだけが優先して、あとから出てくる問題はあと回しだということの運営だと、これはやはり一方に片寄ると思ふ。わが党からもそういう問題について言われたと思ふんですが、しかし、そのつど、やはり委員長・理事打合せ等を持って、あらかじめ事前に運営等について協議されてきたということが常例だと思ふ。そういうふうなことで、今申し出た点について十分検討せられることはけっこうですが、そうでなく内輪に秘めて、ここでは言わぬけれども、いろいろ問題があるわけですが、そういう問題についても差別することなく、順次取り上げていってほしいと思ふ。この点だけ概括的にお願いしておきたいわけ

です。

○理事(吉江勝保君) 理事がきょう互選になりましたから、委員長・理事打合せもやりますが、そういう機会に取り上げる材料として各会派から言うておいていただくと、その時に相談するのには非常に参考になるんじゃないかという意味でお聞きしております。

ほかの方はいかがでしょうか。――それじゃ大体、委員長・理事の打合せを開きました機会に、今お話ししましたような点を十分考慮いたしまして、適当な機会を作るように努力をいたしたいと思ひます。

なお、きょうは三十五年度の文教関係の予算と、予備付記になっております法案三件の提案理由の説明を聞こう、こういう予定でもおりましたが、一応今のような今後の日程につきましては、御相談で、きょうは散会したらどうかと存じますが、ただいま御意見の出しておりましたものにつきましても、文部省の方からこの予算説明でも一応させまして、そのときに関連をして、そこでぐんぐんいろいろと取り上げていってみたいらうでしょうか、一応、予算説明をさつとやらしてみたらどうでしょうか。そうしてその機会に、十分御発言のありましたような点を考慮して、そこで御質問をしていただく、こういう運びで、次回は委員長・理事打合せで相談いたしますが、三十五年年度の予算の説明を一つ聞いてみる、大臣の出席が幾らかむずかしいようなことがあるかも知れませんが、そのときには、必要に応じてどうしても大臣を呼ばなければいかぬというときには、大臣にはぜひ出ていただきます。一応の説明を聞いてみようというのでありますから、適任者から一つ予算の説明だけをさす、こういう運びで、あとで委員長・理事で打ち

合わせをいたしたいと思ひますが、よろしくごいいますか。

○千葉千代世君 その点につきまして、説明いただくときに明細な資料をつけていただきたいのです。あと具体的に言えば、たとえば婦人学級費にしても、項目に載つておりますのは七、八項目ですが、その内容の中に、婦人団体の補助なら補助についてはどんなあんばいにするかという、この予算要求をなされたときの明細書がございと思ひますが、そういうものを各項目にわたつてつけていただきますれば、予算の審議のときに大へん早いんじゃないかと思ひますが、よろしくお願ひいたします。

○理事(吉江勝保君) それじゃ、本日はこの程度で散会いたします。

午前十時五十二分散会

二月三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に關する法律の一部を改正する法律案

一、国立学校設置法の一部を改正する法律案

盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に關する法律の一部を改正する法律案

盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に關する法律の一部を改正する法律案

盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に關する法律(昭和二十九年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項各号列記以外の部分

盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に關する法律(昭和二十九年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

中「第三号まで」を「第四号まで」に改め、同項に次の一号を加える。

五 修学旅行費

附則

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

国立学校設置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条」を「第十二条・

第十三条」に改める。

第三条の表の学校教育法第九十八條の規定による学校で、上欄の国立大学に包括されるものの欄中「弘前医科大学」、「前橋医科大学」、「千葉医科大学」、「東京医科歯科大学」、「新潟医科大学」、「金沢医科大学」、「松本医科大学」、「米子医科大学」、「岡山医科大学」、「徳島医科大学」、「長崎医科大学」及び「熊本医科大学」を削り、同表京都大学の項中「医学部」を「医学部」に改め、同表岡山大学の項中「医学部」を「医学部」に改める。

第三条の三第一項の表中

国立短期大学の名称

位

置

国立短期大学の名称	位	置
北見工業短期大学	北海道	

に改め、同条第二項の表中

小樽商科大学短期大学部	北海道	小樽商科大学
室蘭工業大学		

短期大学部	北海道	室蘭工業大学
短期大学部	北海道	小樽商科大学

徳島県	徳島大学
-----	------

徳島大学工業短期大学部	徳島県	徳島大学
香川大学商業短期大学部	香川県	香川大学

改める。

第十二条を第十三条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

（国立学校における授業料その他の費用の免除及び猶予）

第十二条 国立学校の校長（国立大学又は国立大学の学部）に附屬して設置される学校にあつては、当該

附則

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項を削る。

二月五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、婦人教育予算増額に関する請願（第四号）

一、高等学校の授業における生徒の編成及びその教職員の配置基準の法制化に関する請願（第一六号）（第一七号）

一、学校図書館の整備拡充に関する請願（第四八号）

一、学校給食充実に関する請願（第四九号）

一、学校給食法第七條改正等に関する請願（第五〇号）

一、学校給食実施学校に栄養士配置等の請願（第五一号）

一、山形県天童市立蔵増中学校の特別教室設置に関する請願（第五二号）

一、公立義務教育諸学校教職員の定数増員等に関する請願（第五三号）

一、教育関係予算増額に関する請願（第五四号）（第五五号）（第五六号）（第五七号）（第五八号）（第五九号）（第六〇号）（第六一号）（第六二号）（第六三号）（第六四号）（第六五号）（第六六号）（第六七号）（第六八号）（第六九号）

一、教職員の旅費増額に関する請願（第七〇号）

一、学校管理職手当支給の予算措置撤廃に関する請願（第七一号）

一、不足校舎建築予算増額に関する請願（第七二号）

一、義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部改正等に関する請願（第七三号）

一、高等学校の授業における生徒の編成及びその教職員の配置基準の法制化に関する請願（第九〇号）

一、建国記念日制定に関する請願（第一〇七号）（第一〇九号）（第一二五号）（第一四二号）

一、靖国神社の国家護持に関する請願（第一二二号）（第一二三号）（第一四四号）（第一四五号）（第一一六号）（第一二二号）（第一二三号）（第一二六号）（第一三二号）（第一三六号）（第一四三三号）（第一四六号）（第一四七号）（第一四八号）

第四号 昭和三十四年十二月二十九日受理

婦人教育予算増額に関する請願 請願者 神奈川県逗子市逗子二

紹介議員 白井 勇君 五一 松本綾子外一名

婦人団体は、自主的会費と、奉仕によつて、常時婦人学級や婦人教育活動を通じて、生活の向上、地域社会を明るくする運動等に努力を続け、ようやくその成果が一般にみとめられるところとなつたが、公費予算面において、他に比較し、余りにも恵まれていないから、婦人教育費予算を増額せられたいとの請願。

第一六号 昭和三十四年十二月二十九日受理

高等学校の授業における生徒の編成及びその教職員の配置基準の法制化に関する請願

請願者 山形県酒田市今町九三 山形県立酒田西高等学校 PTA 内 本間武治 郎

高等学校の授業における生徒の編成及びその教職員の配置基準の法制化に関する請願

請願者 山形県酒田市今町九三 山形県立酒田西高等学校 PTA 内 本間武治 郎

昭和三十三年十月公表された「府県における行政水準の実態調査報告書」によると、高校教育がその施設においても教育内容においても義務教育のレベルに比し見おとりのすることを指摘し、高校の施設、運営、校費等の全面的強化を要望しているが、文部省のすしめ解消五箇年計画における危険校舎改築費はきわめて不満足なものであり、すしめ学級、教職員定員の不足はますます高校教育の質的内容を低下し、またその教育費は極度に圧迫され現状のままでは青少年の健全な成長を期することはできないから、高等学校の授業における生徒の編成及びその教職員の配置の基準に関する法制化をすみやかに講ぜられたいとの請願。

第一七号 昭和三十四年十二月二十九日受理

高等学校の授業における生徒の編成及びその教職員の配置基準の法制化に関する請願（二通）

請願者 滋賀県大津市坂本本町 滋賀県高等学校教職員組合堅田支部内 原口 清一外一名

紹介議員 村上 義一君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第四八号 昭和三十五年一月六日受理
学校図書館の整備拡充に関する請願
請願者 東京都世田谷区下馬三ノ五二 松尾弥太郎

紹介議員 荒木正三郎君
学校図書館の発展は、誠に目を見はるものがあるが、蔵書の質と量、設備、備品、あるいはその運営、学校教育への奉仕、児童・生徒に対する読書指導等の面について、未だに解決を見い出し得ない幾多の問題があるから、これが解決のために、(一)司書教諭発令の促進と専任司書教諭を設置すること、(二)司書教諭の資格単位を教員養成大学において必修とすること、(三)学校司書を配置すると共に身分を保障すること、(四)教材費国庫負担金の増額と学校図書館費の支出を明確化すること、(五)高等学校図書館に付する国庫補助の増額と基準の改訂を図ること、(六)教育資料センターを設置すること、(七)盲学校用学習参考書の点字出版を明年度から文部省の委託事業とすること等の施策を講ぜられたいとの請願。

第四九号 昭和三十五年一月六日受理
学校給食充実に関する請願
請願者 静岡市追手町二五一 静岡市立給食推進協議会
紹介議員 松永 忠二君
学校給食の完全実施のため「給食法の改正」をはじめ、「施設の改善拡充」「内容の充実強化」その他各種重要課題についてたゆまず努力を傾けてきたにもかかわらず、未だ満足すべき状態に至らないことは、教育の機会均等上遺憾であり、又青少年の健全育成に重大な支障をきたすことは明らかであるから、(一)未実施における学校給食施設設備を財政五箇年計画をもつて整備できるように国庫補助を大幅に増額すると共に市町村に起債をわくの大規模整備を図ること、(二)ミルク給食設備も国庫補助の対象とするよう法的措置を講ずること、(三)既設校の学校給食施設の増築並びに充実にしても国庫補助の対象とするよう法的措置を講ずると共に、学校給食に関する諸般の問題のすみやかなる完全打開を図られたいとの請願。

第五〇号 昭和三十五年一月六日受理
学校給食法第七条改正等に関する請願
請願者 大分県別府市北石垣町通寺八二 別府大学内
花田大五郎
紹介議員 永岡 光治君
学校給食実施校における給食管理は、学校長が給食全体の責任をもち、実務面を給食主任が管理しているが、この給食主任は、給食専任でやっている学校は少なく、ほとんどの給食主任は、家庭科又は、経験年数をもつ担任教師の兼任で、職務の片手間にこなす事務的整理に止まっている実情である。このようなその場限りの給食管理では伝染病の発生を引き起すおそれもあり又は、学童の十分な栄養の保障も不可能という現状であるから、学校給食実施校には、衛生管理及び栄養指導を行なう栄養士を、栄養教諭又は学校栄養士として設置されるよう、(一)学校給食法第七条を改正し、学校給食従事者の給与に要する経費の一部を補助する項

目を入れること、(二)同法第二十八条を改正し「栄養教諭」を加え「栄養教諭は児童の栄養を掌る」をそう入すること、(三)学校給食実施校に栄養士を設置し、これに対する国庫補助の措置を講ずること、やむを得ない場合は、学校給食実施校を有する市町村教育委員会に対して、学校給食を担当する栄養管理職員を設置し、これに対する国庫補助の措置を講ずる等の実現を図られたいとの請願。

第五一号 昭和三十五年一月六日受理
学校給食実施学校に栄養士配置等の請願(二通)
請願者 福岡市草ヶ江町六〇大島喜代一 郎外七百十一名
紹介議員 豊瀬 禎一君
学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するとともに、食生活の改善を図る上にもきわめて効果的な教育施策であり、学校給食の教育的効果を高めるためには、給食の食物が所定の栄養基準量に適合し、かつ衛生上安全なものでなければならぬから、各給食実施学校に有能な栄養士をそれぞれ配置し、この者に責任をもつて給食の栄養、衛生管理に当たるとともに、これらの栄養士に対して学校栄養士としてふさわしい職名と待遇を与えられるよう学校教育法を改正せられたいとの請願。

第五二号 昭和三十五年一月六日受理
山形県天童市立蔵増中学校の特別教室設置に関する請願
請願者 山形県天童市大字蔵増字宮田六七六 天童市立蔵増中学校内 菅野文助
紹介議員 高田なほ子君
山形県天童市立蔵増中学校の独立校舎(普通教室九、職員室一)は、昭和二十四年六月に建築され、次いで、昭和二十九年四月体育館が完成したのであるが、中学校教育においてとくに職業、音楽、図工の教育効果をあげるには特別教室の設置が重要であるから、昭和三十一年度にはぜひ特別教室の設置を予算化し、実現せられたいとの請願。

第五三号 昭和三十五年一月六日受理
公立義務教育諸学校教職員の定数増員等に関する請願(十二通)
請願者 岩手県東磐井郡東山町東山町立長坂小学校内 鈴木万之助外二十二名
紹介議員 高田なほ子君
岩手県下の小学校においては、一学級五十人以上の児童、生徒を収容しているすしづめ学級が多く、教育上支障があるから、教職員の定数を増加するとともに管理職手当を廃止すること、へき地教育の振興をはかること、父母の教育費の負担軽減をはかること、等の実現を期せられたいとの請願。

第五四号 昭和三十五年一月六日受理
教育関係予算増額に関する請願
請願者 岩手県岩手郡西根村大字二二ノ一〇八 松村敏也外三十九名
紹介議員 高田なほ子君
昭和三十一年度予算審議にあつては、

第五五号 昭和三十五年一月六日受理
教育関係予算に関する請願
請願者 岩手県遠野市松崎町遠野市立土淵小学校内 菊池勇治
紹介議員 高田なほ子君
文教政策の大本は、児童、生徒、学生が民主的かつ機会均等に教育を受けられるところにあるが、昭和三十一年度文教予算案の教育長給与費補助と事務局専任職員の増員(八億円)、管理職手当の拡充と校長の海外旅行(約十四億五千万円)、官制講習会の中央専属会場の設置と指導主事の増員(約三億円)婦人学級、PTA、テレビ対策費(計約一億八千六百八十万円)、等は、管理指導体制の強化という無意味な目的のものとしか考えられないものであるから、これらの予算を廃止して、校舎の新築、改築費、教科書の中小学校全学年国庫負担、教員の増員等の予算を大幅に増額せられたいとの請願。

(一)父母負担の軽減(教科用図書、無償配布、その他)、(二)理科教育、産業教育費の増額、(三)育英資金の拡充、(四)すしづめ学級の解消、(五)不足校舎の建築、等教育予算の大幅増額をはかられたいとの請願。

第五六号 昭和三十五年一月六日受理
教育関係予算増額に関する請願
請願者 岩手県胆沢郡金ヶ崎町大字六原二ツ森小学校内 照井義一
紹介議員 高田なほ子君
昭和三十一年度教育予算の編成にあつては、

第五七号 昭和三十五年一月六日受理
教育関係予算増額に関する請願
請願者 岩手県胆沢郡金ヶ崎町大字六原二ツ森小学校内 照井義一
紹介議員 高田なほ子君
昭和三十一年度教育予算の編成にあつては、

つては、(一)すしづめ学級解消のための教員の定員増加、(二)教育費の父母負担の軽減、(三)管理職手当の廃止、(四)日教組対策費とみられる予算の廃止、(五)施設設備費の増額、等を実現せられたいとの請願。

第五七号 昭和三十五年一月六日受理
教育関係予算増額に関する請願
請願者 岩手県水沢市表小路一水沢市立水沢小学校内佐々木勝之助外五十三名

紹介議員 高田なほ子君

昭和三十五年度予算審議にあたり、文教予算については、(一)すしづめ学級解消のための施設設備費を大幅に増額すること、(二)すしづめ学級の解消を中心とした教員の定員増加のための予算額を確保すること、(三)主要保護児童生徒対策費等の大幅増額により教育費の父母負担の軽減をはかること、(四)校長、教頭、地教委等に対する管理職強化のための手当、費用を廃止し、すしづめ学級解消、父母負担軽減のための費用にまわすこと、(五)官制講習会を強化したり、組合専従を減じたりしての教育の中央統制強化や日教組弾圧のための予算編成方針を改めること、(六)独占資本や軍事関係強化のための予算を教育費や社会保障費等国民のための予算の大幅増額にまわすこと、等の実現をはかられたいとの請願。

第五八号 昭和三十五年一月六日受理
教育関係予算増額に関する請願
請願者 岩手県岩手郡松尾村野

駄 工藤阿八外二十三名

紹介議員 高田なほ子君
学校教育法施行規則第五十二条には中学校においては、一学級あたり教諭二名を置くことになっているが、現在十学級に十五名で免許外の教科を担当し研修の機会も与えられていないばかりでなく、産前、産後の休暇中の補充教員の配置がないため学校運営上支障を生じているから、教育予算を増額し、教員の定員増加をはかられたいとの請願。

第五九号 昭和三十五年一月六日受理
教育関係予算増額に関する請願
請願者 岩手県金石市金石市立平田中学校内 千枝末三

紹介議員 高田なほ子君

昭和三十五年度文教予算案を再編成して、(一)教育長給与費補助と事務局、専任職員増員分予算を削除してすしづめ学級、学校の解消の予算に回すこと、(二)管理職手当を廃止して学校設備の充実に回すこと、(三)教科書は無償で配給して教育費の父母負担を軽減すること等の実現を期せられたいとの請願。

第六〇号 昭和三十五年一月六日受理
教育関係予算増額に関する請願(二通)
請願者 岩手県紫波郡紫波町吉本紫波町立水沢小学校内 三浦進外十二名

紹介議員 高田なほ子君

昭和三十五年度文教予算において、(一)すしづめ学級の解消、(二)父母負担費の

軽減等の実現を期せられたいとの請願。

第六一号 昭和三十五年一月六日受理
教育関係予算増額に関する請願
請願者 岩手県金石市金石市立中妻小学校内 吉田千二

紹介議員 高田なほ子君

昭和三十五年度予算において、(一)管理職手当を廃止しへき地勤務の手当増額を予算化すること、(二)すしづめ学級の解決のために大幅に予算を増額すること、(三)老朽校舎及び不足教室の解消のために積極的な予算増額を図ること等の実現を期せられたいとの請願。

第六二号 昭和三十五年一月六日受理
教育関係予算増額に関する請願
請願者 岩手県水沢市田小路八ノ一 千田教胤外六名

紹介議員 高田なほ子君

義務教育は無償とするという憲法の基本的精神にのっとり、昭和三十五年度教育予算編成にあたっては、教育現場(学校)の現状から冗費をはぶき必要欠くことのできない費用を大幅に増額せられたいとの請願。

第六三号 昭和三十五年一月六日受理
教育関係予算増額に関する請願
請願者 岩手県金石市金石市立大石小学校内 小瀬川雄三

紹介議員 高田なほ子君

今回事された昭和三十五年度予算の文

部省案では、地教委の事務局拡充強化、指導主事の増員、中央に指導職員の研究機関の設置などの新規計画が計上され、また管理職手当を教頭にまで及ぼしその支給率を本俸の十二パーセントとすることや地教委、教育長の国庫補助金など本年度の継続としていつその内容を強化拡大させる意図を示すものであるから、このような予算案を再編成してすしづめ学級の解消等抜本的緊急対策を確立せられたいとの請願。

第六五号 昭和三十五年一月六日受理
教育関係予算増額に関する請願
請願者 岩手県胆沢郡前沢町古城字姥沢古城中学校内 鈴木頼母

紹介議員 高田なほ子君

すしづめ学級の解消のため、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正せられたいとの請願。

第六六号 昭和三十五年一月六日受理
教育関係予算増額に関する請願
請願者 岩手県胆沢郡金ヶ崎町六原 千葉悟外二名

紹介議員 高田なほ子君

昭和三十五年度文教予算を大幅に増額して、(一)すしづめ学級解消策を積極的に実行すること、(二)不足校舎の建築を促進すること、(三)父母の負担を軽減すること、(四)育英資金を増額すること等の実現を期せられたいとの請願。

第六七号 昭和三十五年一月六日受理
教育関係予算増額に関する請願
請願者 岩手県下閉伊郡若泉町若泉町立小本小学校内 及川邦夫

紹介議員 高田なほ子君

昭和三十五年度文教予算の編成にあたり、(一)すしづめ学級の解消のための定員増加、(二)教育費の父母負担の軽減、(三)管理職手当の廃止、(四)日教組対策とみられる予算の廃止、(五)施設設備費の増額等の実現を期せられたいとの請願。

第六八号 昭和三十五年一月六日受理
教育関係予算増額に関する請願
請願者 岩手県陸前高田市矢作町字諏訪五下矢作小学校内 菅野真

紹介議員 高田なほ子君

昭和三十五年度教育予算を大幅に増額し、(一)すしづめ学級をすみやかに解消すること(一学級定員児童数を四十名以内とする)、(二)校舎建築予算を大幅に増額すること、(三)教育定数を確保し、事務職員、養護教員を各校各一名必置とすること、(四)教育費父兄負担軽減策を樹立すること(教育費全額国庫負担とする)、(五)身体不自由児、精薄等の特別学級施設、育英制度等を確立すること、(六)地方教育財政を確立すること(学校割当予算を増額する)、等の実現を図られたいとの請願。

第六九号 昭和三十五年一月六日受理

第六九号 昭和三十五年一月六日受理

教育関係予算増額に関する請願

請願者 山形県天童市 山元山

口サエ外十四名

紹介議員 高田なほ子君
教育関係予算を大幅に増額し、(一)台風被害校舎をすみやかに復旧すること、(二)教員の定数を増員すること、(三)養護教諭、事務職員無配置校には早急にこれを配置すること、(四)学習指導要領の改訂に伴い、それに即応する予算措置等の実現を図りたいとの請願。

第七〇号 昭和三十五年一月六日受理

教職員の旅費増額に関する請願

請願者 山形市城北一四 阿部賢吉外十二名

紹介議員 高田なほ子君

昭和三十四年夏開催された小学校新教育課程協議会の参加者には正当な旅費が支給されたが、他の公務出張の場合における旅費支給は打切り、あと払い等まことに不当であつて、時には自費支出すら数多い現況であるから、教職員の旅費を増額せられたいとの請願。

第七一号 昭和三十五年一月六日受理

学校管理職手当支給の予算措置撤廃に関する請願

請願者 岩手県遠野市綾織町綾織中学校内 佐々木長右エ門

紹介議員 高田なほ子君

すしづめ学級解消政策はきわめて消極的であり、父母負担軽減策にも新味がみられず、さらに各種の研究指定校は予算不足のため、これを一方的にPTA

の寄付にたよつてゐる等わが国の教育界の現状は憂慮に堪えないものであるのに当局はただ日教組打倒の方策にだけ力を入れて管理職手当の支給、校長の海外旅行などを実施しているが、これは真の子どものための教育からほど遠いものであるから、管理職手当支給の予算措置はこれを撤廃せられたいとの請願。

第七二号 昭和三十五年一月六日受理

不足校舎建築予算増額に関する請願

請願者 岩手県久慈市山根町久慈市立山根小学校内 鈴木信一

紹介議員 高田なほ子君

予算案を検討すると、文部省の考えによる校舎建築予定は、現在不足数の十分の一にすぎないが、特別教室等の充実を加味すればこれだけの建築量では義務教育の振興などというていおぼつかないことであるから、児童の健康を守るため、かつまた教育の能率向上をはかるため、不足校舎建築予算を増額せられたいとの請願。

第八一号 昭和三十五年一月九日受理

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部改正等に関する請願

請願者 岡山県上房郡北房町長 吉田庄太郎外五名

紹介議員 加藤 武徳君

第二十六回国会における衆参両院の付帯決議及び第二十八回国会における衆議院の付帯決議の趣旨にのっとり義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正し、公立小学校の屋内運動場建築

費を法律の対象とし国庫負担率を二分の一とすること、並びに公立小学校の正常解消促進建築費及び義務教育諸学校危険建物改築費に係る国庫負担率を従来の三分の一から二分の一に引き上げることに、等の実現を期せられたいと、さらに、昭和三十五年公立文教施設予算についても地方の実態に即応して政府の公立文教施設整備五箇年計画を修正して大幅なる増額を行なわれたいとの請願。

第九〇号 昭和三十五年一月十一日受理

高等学校の授業における生徒の編成及びその教職員の配置基準の法制化に関する請願(三通)

請願者 長野県東筑摩郡山形村 六、二五八 村上睦丸外二名

紹介議員 棚橋 小虎君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第一〇七号 昭和三十五年一月二十日受理

建国記念日制定に関する請願(三通)

請願者 山梨県東八代郡八代町 米倉七六七 米倉正信外二百六十九名

紹介議員 近藤 鶴代君

紀元節が国民の感情を無視して廃止されてから既に十余年を経過したが、人心の安定とともに建国記念の日制定を希望する声が高まってきた。これは祖国の歴史と伝統を回顧し国家興隆の前途を思う時当然起つてくる国民の反省である。この国民的世論に思いをいたされぜひ建国記念日制定に関する法案

を今国会に提出せられたいとの請願。

第一〇九号 昭和三十五年一月二十一日受理

建国記念日制定に関する請願

請願者 静岡県藤枝市西方 矢部新市外五十一名

紹介議員 小林 武治君

紀元節が国民の感情を無視して廃止されてから既に十余年を経過したが、人心の安定とともに建国記念の日制定を希望する声が高まってきた。これは祖国の歴史と伝統を回顧し国家興隆の前途を思う時当然起つてくる国民の反省である。この国民的世論に思いをいたされぜひ建国記念日(もとの二月十一日の紀元節)制定に関する法案を今国会に提出せられたいとの請願。

第一二五号 昭和三十五年一月二十一日受理

建国記念日制定に関する請願

請願者 静岡県藤枝市下蔵田区 鈴木金蔵外六十五名

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は第一〇九号と同じである。

第一四二号 昭和三十五年一月二十一日受理

建国記念日制定に関する請願

請願者 兵庫県三木市大村 栗田与之助外百九十九名

紹介議員 中野 文門君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

靖国神社の国家護持に関する請願(十五通)

諸願者 三重県阿山郡大山田村 千戸 宮谷増雄外三万六千六百六十五名

紹介議員 斎藤 昇君

昭和二十年十二月十五日に連合国総司令部から発せられた政教分離に関する指令により現在の靖国神社は一宗教法人になつたが、もともと靖国神社は祖国の平和を守るため尊い生命をささげた人々に対する国民の感謝の至情が具現されている場所であり、その祭りの本質は宗教的な儀式でなく全国民の感謝の気持を表現する国民的行事であり、したがつてこの靖国神社をたんなる一宗教法人として扱うことは国民感情と一致しないから、靖国神社を国家によつて長く厳粛に維持、管理するよう適切な措置を講ぜられたいとの請願。

第一一三三号 昭和三十五年一月二十一日受理

靖国神社の国家護持に関する請願

請願者 大分県南海部郡弥生村 市野瀬善之外千三百四十名

紹介議員 村上 春蔵君

この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第一一四号 昭和三十五年一月二十一日受理

靖国神社の国家護持に関する請願

請願者 群馬県勢多郡赤城村三原田四九 荒井長治平外四百九十一名

紹介議員 最上 英子君

靖国神社の国家護持に関する請願

この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第一一五号 昭和三十五年一月二十三日受理

靖国神社の国家護持に関する請願（二通）

請願者 群馬県北群馬郡白郷井村大字上白井一、九三四 荒木利藤太外五百七十六名

紹介議員 木暮武太夫君
この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第一一六号 昭和三十五年一月二十三日受理

靖国神社の国家護持に関する請願（二通）

請願者 群馬県新田郡尾島町大字亀岡二五 田村広吉外千五百十二名

紹介議員 野本 品吉君
この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第一一二号 昭和三十五年一月二十三日受理

靖国神社の国家護持に関する請願（二通）

請願者 三重県鈴鹿市神戸本多町 宮木虎雄外六百四十五名

紹介議員 斎藤 昇君
この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第一二三号 昭和三十五年一月二十三日受理

靖国神社の国家護持に関する請願（二通）

請願者 高知市廿代橋通二八 岩崎令子外七千九百七十三名

紹介議員 寺尾 豊君
この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第一二六号 昭和三十五年一月二十三日受理

靖国神社の国家護持に関する請願（二通）

請願者 新潟県新井市大字新井一三九 池田喜三郎外六百二十七名

紹介議員 佐藤 芳男君
この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第一三一号 昭和三十五年一月二十三日受理

靖国神社の国家護持に関する請願（二通）

請願者 三重県伊勢市宮町小久保久吉外三百三十七名

紹介議員 斎藤 昇君
この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第一三六号 昭和三十五年一月二十三日受理

靖国神社の国家護持に関する請願（二通）

請願者 宮崎県児湯郡川南町大字川南 岩崎藤春外一万五千八百七十三名

この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第一四三三号 昭和三十五年一月二十三日受理

靖国神社の国家護持に関する請願（四通）

請願者 宮崎県東諸県郡国富町大字伊佐生五五 日高重義外二千五百四十九名

紹介議員 二見 基郷君
この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第一四六号 昭和三十五年一月二十三日受理

靖国神社の国家護持に関する請願（三通）

請願者 愛知県西加茂郡猿投町大字四郷 大橋金男外五千四百八十一名

紹介議員 草葉 隆圓君
この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第一四七号 昭和三十五年一月二十三日受理

靖国神社の国家護持に関する請願（二通）

請願者 長野県小県郡東部町八九七 荻原武平外九万四千八百三十四名

紹介議員 木内 四郎君 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第一四八号 昭和三十五年一月二十三日受理

靖国神社の国家護持に関する請願

請願者 新潟県柏崎市大久保歌代清蔵外四百八十名

紹介議員 小柳 牧衛君
この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

二月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、国旗記念日制定に関する請願（第一六〇号）

一、靖国神社の国家護持に関する請願（第一七一七号）（第一七二七号）（第一七八号）（第一七九号）（第一九五号）（第一九六号）（第一九七号）（第二〇二二号）（第二〇三三号）（第二〇四二号）（第二〇五五号）（第二〇六六号）（第二一五五号）（第二一六六号）（第二一七二二号）（第二一八八号）（第二一九九号）（第二二〇〇号）（第二二一一号）（第二二四〇号）（第二二四一四号）（第二二四二二号）（第二四三三三号）（第二四四四四号）（第二四四四四号）（第二四四六六号）（第二四四七七号）（第二四四八八号）（第二四四九九号）（第二四六〇〇号）（第二四六一一号）（第二四六二二号）（第二四六三三号）（第二四六四四号）

一、建国記念日制定に関する請願（第一九一一号）（第一九二二号）（第一九四四号）（第二二五五五号）（第二二五六六号）（第二二五七七号）

一、学校給食費国庫補助増額等に関する請願（第二二〇〇号）（第二二〇七号）

一、義務教育施設、設備拡充等に関する請願（第二二〇一七号）

一、高等学校等に理科教育振興のため実習助手設置に関する請願（第二二二二二号）

一、学校給食用牛乳に関する請願

（第二二二二二号）

（第二二二二二号）

（第二三八号）

一、高等学校の授業における生徒の編成及びその教職員の配置基準の法制化に関する請願（第二三九号）

第一六〇号 昭和三十五年一月三十日受理

国旗記念日制定に関する請願

請願者 滋賀県大津市垣内町西片平次郎

紹介議員 村上 義一君
国旗に対して敬意を表し、国旗が象徴する道義を高揚するため、国旗制定日である一月二十七日（明治三年）を国旗記念日に制定せられたいとの請願。

第一七一七号 昭和三十五年一月三十日受理

靖国神社の国家護持に関する請願

請願者 佐賀県武雄市武雄町長谷朋治外一万四千五百三十一名

紹介議員 杉原 荒太君

昭和二十年十二月十五日に連合国総司令部から発せられた政教分離に関する指令により現在の靖国神社は一宗教法人になつたが、もともと靖国神社は祖國の平和を守るため尊い生命をささげた人々に対する国民の感謝の至情が具現されている場所であり、その祭りの本質は宗教的な儀式でなく国民の感謝の気持ちを表現する国民的行事であり、したがってこの靖国神社をたんなる一宗教法人として扱うことは国民感情と一致しないから、靖国神社を国家によつて長く厳密に維持、管理するよう適切な措置を講ぜられたいとの請願。

（第二二二二二号）

（第二二二二二号）

第二七二号 昭和三十三年一月三十日受理 靖国神社の国家護持に関する請願 請願者 新潟県十日町市高田町二 後藤唯七外七百七十名 紹介議員 小柳 牧衛君 この請願の趣旨は、第一七一号と同じである。	第一七八号 昭和三十三年二月一日受理 靖国神社の国家護持に関する請願 請願者 香川県高松市栗林町一、五四四 西岡覚太郎外三千三百三十七名 紹介議員 平井 太郎君 この請願の趣旨は、第一七一号と同じである。	第一七九号 昭和三十三年二月一日受理 靖国神社の国家護持に関する請願 請願者 佐賀県杵島郡白石町白武初次外一万四千四百六十九名 紹介議員 鍋島 直紹君 この請願の趣旨は、第一七一号と同じである。	第一九五号 昭和三十三年二月二日受理 靖国神社の国家護持に関する請願 請願者 山梨県甲府市古府中町一、六七七 保坂定七外二百三十二名 紹介議員 吉江 勝保君 この請願の趣旨は、第一七一号と同じである。
第一九六号 昭和三十三年二月二日受理 靖国神社の国家護持に関する請願 請願者 島根県大田市大字字杵築南一、一四一 永見堅市外九千七十七名 紹介議員 大谷藤之助君 この請願の趣旨は、第一七一号と同じである。	第一九七号 昭和三十三年二月二日受理 靖国神社の国家護持に関する請願 請願者 茨城県水戸市南三の丸財団法人茨城県遺族連合会理事長 遠山勇外四万三千五百五十八名 紹介議員 郡 祐一君 武藤 常介君 この請願の趣旨は、第一七一号と同じである。	第二〇二号 昭和三十三年二月二日受理 靖国神社の国家護持に関する請願（二通） 請願者 新潟県加茂市大字加茂七〇〇 五十嵐金六外七百六十八名 紹介議員 佐藤 芳男君 この請願の趣旨は、第一七一号と同じである。	第二〇三号 昭和三十三年二月三日受理 靖国神社の国家護持に関する請願 請願者 三重県志摩郡阿児町鶴方 大矢善一郎外七百六十名 紹介議員 斎藤 昇君
この請願の趣旨は、第一七一号と同じである。 第二〇四号 昭和三十三年二月三日受理 靖国神社の国家護持に関する請願（四通） 請願者 和歌山県日高郡日高町岡田守外二千九百五十八名 紹介議員 前田佳都男君 この請願の趣旨は、第一七一号と同じである。	第二〇五号 昭和三十三年二月三日受理 靖国神社の国家護持に関する請願 請願者 鳥取市上町八五鳥取県遺族連合会内 大丸義男外八千五百名 紹介議員 仲原 善一君 この請願の趣旨は、第一七一号と同じである。	第二〇六号 昭和三十三年二月三日受理 靖国神社の国家護持に関する請願（十通） 請願者 名古屋市中区宮田町五八 吉岡祖禪外八千五百五十五名 紹介議員 大谷 繁雄君 この請願の趣旨は、第一七一号と同じである。	第二一五号 昭和三十三年二月三日受理 靖国神社の国家護持に関する請願 請願者 山口市茶畑山口県遺族
連盟内 松尾榮作外二万五千六百名 紹介議員 徳永 正利君 この請願の趣旨は、第一七一号と同じである。 第二一六号 昭和三十三年二月三日受理 靖国神社の国家護持に関する請願 請願者 石川県加賀市二子塚町五一 北川長一外二百七十九名 紹介議員 辻 政信君 この請願の趣旨は、第一七一号と同じである。	第二一七号 昭和三十三年二月三日受理 靖国神社の国家護持に関する請願 請願者 山口市八幡馬場一九吉富幸助外二万八千四百六十九名 紹介議員 吉武 恵市君 この請願の趣旨は、第一七一号と同じである。	第二一八号 昭和三十三年二月三日受理 靖国神社の国家護持に関する請願 請願者 青森県弘前市大字和徳町二五九 木村慶吉外三千十五名 紹介議員 笹森 順造君 この請願の趣旨は、第一七一号と同じである。	第二一九号 昭和三十三年二月三日受理 靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 宮城県仙台市六番丁五二 福士賢蔵外三千六百六十五名 紹介議員 高橋進太郎君 この請願の趣旨は、第一七一号と同じである。 第二二〇号 昭和三十三年二月三日受理 靖国神社の国家護持に関する請願 請願者 秋田県鹿角郡八幡平村佐藤恒四郎外二千三百十名 紹介議員 松野 孝一君 この請願の趣旨は、第一七一号と同じである。	第二二一号 昭和三十三年二月三日受理 靖国神社の国家護持に関する請願 請願者 愛媛県越智郡玉川村阿部久一外四千二百八十名 紹介議員 堀本 宜実君 この請願の趣旨は、第一七一号と同じである。	第二四〇号 昭和三十三年二月四日受理 靖国神社の国家護持に関する請願 請願者 岩手県盛岡市内丸五八 泉厚生部世話課内岩手県遺族連合会内 梅津松夫外七千名 紹介議員 谷村 貞治君 この請願の趣旨は、第一七一号と同じである。	

第二四一号 昭和三十五年二月四日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願

請願者 愛媛県松山市新立町二
ノ七 梶原源太郎外六
千七百六十五名

紹介議員 増原 恵吉君
この請願の趣旨は、第一七一号と同じ
である。

第二四二号 昭和三十五年二月四日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願（二
通）

請願者 富山県高岡市湊町 高
畑久雄外三千八百八十
四名

紹介議員 櫻井 志郎君
この請願の趣旨は、第一七一号と同じ
である。

第二四三号 昭和三十五年二月四日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願（三
通）

請願者 富山県射水郡大島村中
野三三六 小川堅太郎
外千二百五十八名

紹介議員 館 哲二君
この請願の趣旨は、第一七一号と同じ
である。

第二四四号 昭和三十五年二月四日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願

請願者 鹿児島市山之口町六
大保兼重外七万九千九
百四十五名

紹介議員 迫水 久常君

この請願の趣旨は、第一七一号と同じ
である。

第二四五号 昭和三十五年二月四日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願

請願者 宮城県栗原郡築館町字
宮野館六 及川誠基外
三千三百五十名

紹介議員 村松 久義君
この請願の趣旨は、第一七一号と同じ
である。

第二四六号 昭和三十五年二月四日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願

請願者 北海道旭川市六条十丁
目右二号 国崎登外九
万五千七百二十五名

紹介議員 堀 末治君 西田
信一君 岡村文四郎君
井川 伊平君

この請願の趣旨は、第一七一号と同じ
である。

第二四七号 昭和三十五年二月四日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願（十
一通）

請願者 徳島県名東郡国府町中
田村泰治外三万五千九
百三十二名

紹介議員 紅露 みつ君
この請願の趣旨は、第一七一号と同じ
である。

第二四八号 昭和三十五年二月四日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願

請願者 石川県金沢市笠井町六
四 紙谷外次郎外千七
百二十九名

紹介議員 辻 政信君
この請願の趣旨は、第一七一号と同じ
である。

第二四九号 昭和三十五年二月四日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願（二
通）

請願者 山梨県甲府市蓬沢二一
一 小野俊夫外千七十
五名

紹介議員 吉江 勝保君
この請願の趣旨は、第一七一号と同じ
である。

第二五〇号 昭和三十五年二月四日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願（二
通）

請願者 島根県邑智郡川本町大
字川本五五七 三上芳
直外八千九百七十五名

紹介議員 山本 利壽君
この請願の趣旨は、第一七一号と同じ
である。

第二六一号 昭和三十五年二月四日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願（二
通）

請願者 和歌山県橋本市清水二
三七 鍋島良之助外四
千一百七十七名

紹介議員 前田佳都男君
この請願の趣旨は、第一七一号と同じ
である。

第二六二号 昭和三十五年二月四日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願（六
通）

請願者 和歌山県東牟婁郡太地
町 石垣退助外六千七
百二十四名

紹介議員 野村吉三郎君
この請願の趣旨は、第一七一号と同じ
である。

第二六三号 昭和三十五年二月四日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願（六
通）

請願者 岡山県新見市新見三一
五 川本生太外二万四
百九十五名

紹介議員 近藤 鶴代君
この請願の趣旨は、第一七一号と同じ
である。

第二六四号 昭和三十五年二月四日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願

請願者 奈良県橿原市今井町五
一五 浜田常次郎外九
千百名

紹介議員 新谷寅三郎君
この請願の趣旨は、第一七一号と同じ
である。

第一九一号 昭和三十五年二月二日
受理
建国記念日制定に関する請願

請願者 東京都千代田区丸ノ内
一ノ二財団法人洪沢清
淵記念財団龍門社理事
長 植村甲午郎外五名

紹介議員 木村篤太郎君 村上義
一君
紀元節は、昭和二十三年七月二十日公
布の法律第七十八号をもつて廃止さ
れ今日に至っているが、これが廃止さ
れるに至った経緯と、その後の社会情勢
の変化並びに国民世論の動向等を慎重
に考慮するとき、建国記念日はすみや
かに制定すべきものと信じられるか
ら、今次国会において、国民祝日に関
する法律の一部を改正し、建国記念日
（二月十一日）が妥当と思ふの制定がす
みやかに実現するよう格別の配慮をせ
られたいとの請願。

第一九二号 昭和三十五年二月二日
受理
建国記念日制定に関する請願（三通通）

請願者 静岡県藤枝市北方中部
杉山令一外三百九十八
名

紹介議員 小林 武治君
この請願の趣旨は、第一九一号と同じで
ある。

第一九四号 昭和三十五年二月二日
受理
建国記念日制定に関する請願（十五通）

請願者 山梨県東八代郡八代町
米倉七六七 米倉正信
外三百四十五名

紹介議員 吉江 勝保君
紀元節が国民の感情を無視して廃止さ
れてから既に十余年を経過したが、人
心の安定とともに建国記念の日制定を
希望する声が高まってきた。これは祖
国の歴史と伝統を回顧し国家興隆の前
途を思う時当然起つてくる国民の反省
である。この国民的世論に思いをいた

靖国神社の国家護持に関する請願

請願者 奈良県御所市宮戸町
木村幸司外七千六百十七名

紹介議員 新谷寅三郎君

昭和二十年十二月十五日に連合国総司令部から発せられた政教分離に関する指令により現在の靖国神社は一宗教法人になつたが、もとと靖国神社は祖国の平和を守るため尊い生命をささげた人々に対する国民の感謝の至情が具現されている場所であり、その祭りの本質は宗教的な儀式でなく国民の感謝の気持ちを表現する国民的行事であり、したがつてこの靖国神社をたんなる一宗教法人として扱うことは国民感情と一致しないから、靖国神社を国家によつて長く敬崇に維持、管理するよう適切な措置を講ぜられたいとの請願。

第二七〇号 昭和三十五年二月五日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 岐阜市町一、二岐阜県遺族連合会内 松尾吾策外三千百十名
紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第二六九号と同じである。

第二七一号 昭和三十五年二月五日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 和歌山県那賀郡粉河町和歌山県那賀郡遺族連合会内 平田与太郎外千二百九十名
紹介議員 前田佳都男君

この請願の趣旨は、第二六九号と同じである。

第二七二号 昭和三十五年二月五日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 石川県石川郡野々市町本町 中村藤松外千三百四十九名
紹介議員 鳥島徳次郎君
この請願の趣旨は、第二六九号と同じである。

第二七三号 昭和三十五年二月五日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 静岡県富士宮市緑町山下健蔵外千五百八十五名
紹介議員 小林 武治君
この請願の趣旨は、第二六九号と同じである。

第二七四号 昭和三十五年二月五日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 大分市大字駄原七〇八ノ二分分遺族連合会内 津野猶人
紹介議員 村上 春蔵君
この請願の趣旨は、第二六九号と同じである。

第二七五号 昭和三十五年二月五日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願（七通）
請願者 岡山県上房郡有漢町

一、三八七 飯山深外二万六千三百四十名
紹介議員 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第二六九号と同じである。

第二八六号 昭和三十五年二月六日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 奈良県大和高田市出屋敷町 和田幾三外七千八百名
紹介議員 新谷寅三郎君
この請願の趣旨は、第二六九号と同じである。

第二八七号 昭和三十五年二月六日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 岐阜県大野郡丹生川村大字法力 樋口とく外九百十八名
紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第二六九号と同じである。

第三〇一号 昭和三十五年二月六日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 栃木県鹿沼市末広町河野辺文吉外三千七百六十九名
紹介議員 湯澤三千男君
この請願の趣旨は、第二六九号と同じである。

第三〇二号 昭和三十五年二月六日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願

請願者 石川県小松市今江町成
一二四 堀清一外四百八十名
紹介議員 林屋亀次郎君
この請願の趣旨は、第二六九号と同じである。

第三〇三号 昭和三十五年二月六日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 新潟県燕市大字小高七七八 松井倉平外千五百九十九名
紹介議員 小柳 牧衛君
この請願の趣旨は、第二六九号と同じである。

第三〇四号 昭和三十五年二月六日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 島根県松江市殿町松江市遺族連合会内 村田戒順外四千四百八十九名
紹介議員 佐野 廣君
この請願の趣旨は、第二六九号と同じである。

第三〇五号 昭和三十五年二月六日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願（四通）
請願者 京都市中京区西ノ原伯楽町京都府遺族連合会内 中川源一郎外四千七百七十八名
紹介議員 大野木秀次郎君
この請願の趣旨は、第二六九号と同じである。

第三二五号 昭和三十五年二月八日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 奈良県五条市岡町一、一四五 杉崎源太郎外八千三百四十六名
紹介議員 新谷寅三郎君
この請願の趣旨は、第二六九号と同じである。

第三二六号 昭和三十五年二月八日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 岐阜県関市本町七 小坂国吉外二千五百七十四名
紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第二六九号と同じである。

第三二七号 昭和三十五年二月八日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 石川県金沢市桶町一二紙谷博外三千九百九十九名
紹介議員 林屋亀次郎君
この請願の趣旨は、第二六九号と同じである。

第三二八号 昭和三十五年二月八日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 島根県八束郡穴道町多根一義外五千九百五十九名
紹介議員 佐野 廣君
この請願の趣旨は、第二六九号と同じである。

第三二九号 昭和三十五年二月八日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 岐阜県羽島市中町市
之枝 鈴木忍外四千五
百三十一名
紹介議員 田中 啓一君
この請願の趣旨は、第二六九号と同じ
である。

この請願の趣旨は、第二六九号と同じ
である。

第三三〇号 昭和三十五年二月八日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 岐阜県瑞浪市寺河戸町
一、一九三 伊藤傳司
外千七百二名
紹介議員 棚橋 小虎君
この請願の趣旨は、第二六九号と同じ
である。

第三三三三号 昭和三十五年二月八日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 新瀉県見付市傍所町四
〇二 阪田栄蔵外千八
百九十八名
紹介議員 佐藤 芳男君

第三三〇号 昭和三十五年二月八日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 岐阜県瑞浪市寺河戸町
一、一九三 伊藤傳司
外千七百二名
紹介議員 棚橋 小虎君
この請願の趣旨は、第二六九号と同じ
である。

第三三三三号 昭和三十五年二月八日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 新瀉県見付市傍所町四
〇二 阪田栄蔵外千八
百九十八名
紹介議員 佐藤 芳男君

第三三〇号 昭和三十五年二月八日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 岐阜県瑞浪市寺河戸町
一、一九三 伊藤傳司
外千七百二名
紹介議員 棚橋 小虎君
この請願の趣旨は、第二六九号と同じ
である。

第三三三三号 昭和三十五年二月八日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 新瀉県見付市傍所町四
〇二 阪田栄蔵外千八
百九十八名
紹介議員 佐藤 芳男君

第三三〇号 昭和三十五年二月八日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 岐阜県瑞浪市寺河戸町
一、一九三 伊藤傳司
外千七百二名
紹介議員 棚橋 小虎君
この請願の趣旨は、第二六九号と同じ
である。

第三三三三号 昭和三十五年二月八日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 新瀉県見付市傍所町四
〇二 阪田栄蔵外千八
百九十八名
紹介議員 佐藤 芳男君

第三三〇号 昭和三十五年二月八日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 岐阜県瑞浪市寺河戸町
一、一九三 伊藤傳司
外千七百二名
紹介議員 棚橋 小虎君
この請願の趣旨は、第二六九号と同じ
である。

第三三三三号 昭和三十五年二月八日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 新瀉県見付市傍所町四
〇二 阪田栄蔵外千八
百九十八名
紹介議員 佐藤 芳男君

第三三〇号 昭和三十五年二月八日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 岐阜県瑞浪市寺河戸町
一、一九三 伊藤傳司
外千七百二名
紹介議員 棚橋 小虎君
この請願の趣旨は、第二六九号と同じ
である。

第三三三三号 昭和三十五年二月八日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 新瀉県見付市傍所町四
〇二 阪田栄蔵外千八
百九十八名
紹介議員 佐藤 芳男君

第三三〇号 昭和三十五年二月八日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 岐阜県瑞浪市寺河戸町
一、一九三 伊藤傳司
外千七百二名
紹介議員 棚橋 小虎君
この請願の趣旨は、第二六九号と同じ
である。

第三三三三号 昭和三十五年二月八日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 新瀉県見付市傍所町四
〇二 阪田栄蔵外千八
百九十八名
紹介議員 佐藤 芳男君

第三三〇号 昭和三十五年二月八日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 岐阜県瑞浪市寺河戸町
一、一九三 伊藤傳司
外千七百二名
紹介議員 棚橋 小虎君
この請願の趣旨は、第二六九号と同じ
である。

第三三三三号 昭和三十五年二月八日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 新瀉県見付市傍所町四
〇二 阪田栄蔵外千八
百九十八名
紹介議員 佐藤 芳男君

第三三〇号 昭和三十五年二月八日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 岐阜県瑞浪市寺河戸町
一、一九三 伊藤傳司
外千七百二名
紹介議員 棚橋 小虎君
この請願の趣旨は、第二六九号と同じ
である。

第三三三三号 昭和三十五年二月八日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 新瀉県見付市傍所町四
〇二 阪田栄蔵外千八
百九十八名
紹介議員 佐藤 芳男君

政之助外三千八百二十
九名
紹介議員 田中 啓一君
この請願の趣旨は、第二六九号と同じ
である。

第三三三三号 昭和三十五年二月九日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 岐阜県塩谷郡藤原町滝
五五八 須永藤重郎外
二千七百五十八名
紹介議員 相馬 助治君
この請願の趣旨は、第二六九号と同じ
である。

第三三三三号 昭和三十五年二月九日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 岐阜県塩谷郡藤原町滝
五五八 須永藤重郎外
二千七百五十八名
紹介議員 相馬 助治君
この請願の趣旨は、第二六九号と同じ
である。

第三三三三号 昭和三十五年二月九日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 岐阜県塩谷郡藤原町滝
五五八 須永藤重郎外
二千七百五十八名
紹介議員 相馬 助治君
この請願の趣旨は、第二六九号と同じ
である。

第三三三三号 昭和三十五年二月九日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 岐阜県塩谷郡藤原町滝
五五八 須永藤重郎外
二千七百五十八名
紹介議員 相馬 助治君
この請願の趣旨は、第二六九号と同じ
である。

第三三三三号 昭和三十五年二月九日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 岐阜県塩谷郡藤原町滝
五五八 須永藤重郎外
二千七百五十八名
紹介議員 相馬 助治君
この請願の趣旨は、第二六九号と同じ
である。

第三三三三号 昭和三十五年二月九日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 岐阜県塩谷郡藤原町滝
五五八 須永藤重郎外
二千七百五十八名
紹介議員 相馬 助治君
この請願の趣旨は、第二六九号と同じ
である。

靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 岐阜県吉城郡古川町大
字下気多三五三 岩塚
宗一外三千六百名
紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第二六九号と同じ
である。

第四〇六号 昭和三十五年二月十日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 岐阜県海津郡海津町五
丁 佐藤彦一郎外三千
八百七十一名
紹介議員 田中 啓一君
この請願の趣旨は、第二六九号と同じ
である。

第四〇六号 昭和三十五年二月十日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 岐阜県海津郡海津町五
丁 佐藤彦一郎外三千
八百七十一名
紹介議員 田中 啓一君
この請願の趣旨は、第二六九号と同じ
である。

第四〇六号 昭和三十五年二月十日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 岐阜県海津郡海津町五
丁 佐藤彦一郎外三千
八百七十一名
紹介議員 田中 啓一君
この請願の趣旨は、第二六九号と同じ
である。

第四〇六号 昭和三十五年二月十日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 岐阜県海津郡海津町五
丁 佐藤彦一郎外三千
八百七十一名
紹介議員 田中 啓一君
この請願の趣旨は、第二六九号と同じ
である。

第四〇六号 昭和三十五年二月十日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 岐阜県海津郡海津町五
丁 佐藤彦一郎外三千
八百七十一名
紹介議員 田中 啓一君
この請願の趣旨は、第二六九号と同じ
である。

第四〇六号 昭和三十五年二月十日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 岐阜県海津郡海津町五
丁 佐藤彦一郎外三千
八百七十一名
紹介議員 田中 啓一君
この請願の趣旨は、第二六九号と同じ
である。

靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 岐阜県安八郡神戸町
竹中英一外二千六百四
十九名
紹介議員 田中 啓一君
この請願の趣旨は、第二六九号と同じ
である。

第四三二二号 昭和三十五年二月十一
日受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 岐阜県名東郡国府町敷
地一二二 鎌田晴太郎
外六百六十名
紹介議員 紅露 みつ君
この請願の趣旨は、第二六九号と同じで
ある。

第四三二二号 昭和三十五年二月十一
日受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 岐阜県名東郡国府町敷
地一二二 鎌田晴太郎
外六百六十名
紹介議員 紅露 みつ君
この請願の趣旨は、第二六九号と同じで
ある。

第四三二二号 昭和三十五年二月十一
日受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 岐阜県名東郡国府町敷
地一二二 鎌田晴太郎
外六百六十名
紹介議員 紅露 みつ君
この請願の趣旨は、第二六九号と同じで
ある。

第四三二二号 昭和三十五年二月十一
日受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 岐阜県名東郡国府町敷
地一二二 鎌田晴太郎
外六百六十名
紹介議員 紅露 みつ君
この請願の趣旨は、第二六九号と同じで
ある。

第四三二二号 昭和三十五年二月十一
日受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 岐阜県名東郡国府町敷
地一二二 鎌田晴太郎
外六百六十名
紹介議員 紅露 みつ君
この請願の趣旨は、第二六九号と同じで
ある。

第四三二二号 昭和三十五年二月十一
日受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 岐阜県名東郡国府町敷
地一二二 鎌田晴太郎
外六百六十名
紹介議員 紅露 みつ君
この請願の趣旨は、第二六九号と同じで
ある。

第二七七号 昭和三十五年二月五日
受理
建国記念日制定に関する請願
紹介議員 中野 文門君
現行の国民祝日に自国の建国を記念す
る祝日が欠除していることはまことに
遺憾であるが、独立回復以来人心の安
定とともに建国記念日の制定を希望す
る声は急激に高まり、この純正な国民
感情は当然尊重されるべきものと考え
られるから、祖國の歴史と伝統を回
顧し、国家興隆の前途に切々として思
いをよせる国民の世論を察せられ、
ぜひ建国記念の日を法制化せられたい
との請願。

請願者 静岡県藤枝市下之郷上

川 杉浦新市外八十六

紹介議員 小林 武治君

紀元節が国民の感情を無視して廃止されてから既に十余年を経過したが、人心の安定とともに建国記念の日制定を希望する声が高まってきた。これは祖国の歴史と伝統を回顧し国家興隆の前途を思う時当然起つてくる国民の反省である。この国民的世論に思いをいたされば建国記念日(もと二月十一日の紀元節)制定に関する法案を国会に提出せられたいとの請願。

第二七八号 昭和三十五年二月五日

受理

建国記念日制定に関する請願(六通)

請願者 山梨県南巨摩郡身延町

角打七五二 依田富重
外二百七十三名

紹介議員 吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第二八三号 昭和三十五年二月五日

受理

建国記念日制定に関する請願

請願者 山梨県北巨摩郡白州町
白須 小林益行外二十
九名

紹介議員 北島 教真君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第三二四号 昭和三十五年二月六日

受理

建国記念日制定に関する請願

請願者 山口県徳山市大字戸田

石津実外二十五名

紹介議員 中野 文門君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第三三四号 昭和三十五年二月八日

受理

建国記念日制定に関する請願(四十一通)

請願者 東京都墨田区寺島町七
ノ一四一 加藤清外千
六十五名

紹介議員 中野 文門君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第三三六号 昭和三十五年二月八日

受理

建国記念日制定に関する請願

請願者 福井市鬼越町一日本国
民党本部内 吉田環外
二百名

紹介議員 小橋 治和君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第三六四号 昭和三十五年二月九日

受理

建国記念日制定に関する請願(四通)

請願者 兵庫県三原郡南淡町福
良 林梅一外八十二名

紹介議員 中野 文門君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第四〇七号 昭和三十五年二月十日

受理

建国記念日制定に関する請願

請願者 和歌山県東牟婁郡那智

勝浦町市野々 貝岐五
月外五十名

紹介議員 大谷 賛雄君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第四〇八号 昭和三十五年二月十日

受理

建国記念日制定に関する請願(四通)

請願者 福島県双葉郡双葉町
佐々木孟久外三名

紹介議員 吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第四〇九号 昭和三十五年二月十日

受理

建国記念日制定に関する請願(四通)

請願者 石川県金沢市高尾町一
一 細川晴二外百十名

紹介議員 中野 文門君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第四三三号 昭和三十五年二月十一日

受理

建国記念日制定に関する請願(四通)

請願者 高知市中須賀町七三ノ
一 橋本高之外四十八
名

紹介議員 吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第三三二号 昭和三十五年二月八日

受理

学校給食費国庫補助増額等に関する請願

請願者 香川県高松市八番丁香
川県PTA連絡協議会

内 佐野寛外八名

紹介議員 相馬 助治君

学校給食普及のあい路打開、内容の充実強化等のため、昭和三十五年度予算において、(一)学校給食開設に要する施設設備並びに必要保護児童生徒に対する給食費国庫補助を大幅に増額すること、(二)既設の学校給食施設設備についても国庫補助の対象とするよう法的措置を講ずること、(三)小麦粉の政府売渡価格を昭和三十年年度までの価格(原麦半額国庫補助)になるよう善処すること、(四)栄養管理職員(栄養教諭)を配置できるよう法制制度を改正するとともに、調理従事職員の充実と身分の安定を図るため、地方交付税の積算内容につき小・中学校を通じ算定基礎の大幅改善の方途を講ずること、(五)山村へき地における学校給食振興費補助の法的措置を講ずること等を実現せられたいとの請願。

二月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和二十八年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「規定する定時制の課程」の下に「以下「定時制の課程」という。」を加える。

第八条中「第四条」の下に「及び第七条」を加え、同条を第十条とし、第七条を削り、第六條の見出し中「私立学校」の下に「の設備」を加え、同条を第九条とし、第五條の見出し中「公立学校」の下に「の設備」を加え、同条を第八条とし、第四条の次に次の三条を加える。

(国立の高等学校の校長及び教員の定時制通信教育手当)

第五条 国立の高等学校で、定時制の課程を置くもの又は通信教育を行なうものの校長(本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。以下同じ。及び教員(本務として定時制教育又は通信教育に従事する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、常勤の講師及び政令で定める実習助手に限る。以下同じ。))には、その者の俸給月額に百分の七(俸給の特別調整額を受ける者にあつては、その職務の複雑、困難及び責任の度合による区分に応じ、百分の五をこえない範囲内において文部大臣がそれぞれ定める割合)を乗じて得た額の定時制通信教育手当を支給する。

2 前項の定時制通信教育手当に関し必要な事項は、文部大臣が定める。この場合においては、文部大臣は、人事院の意見を聞かなければならない。

(公立の高等学校の校長及び教員の定時制通信教育手当)

第六条 公立の高等学校の校長及び

教員の定時制通信教育手当は、前条の規定による国立の高等学校の校長及び教員の定時制通信教育手当を基準として定めるものとする。

(定時制通信教育手当についての国の補助)

第七条 国は、毎年度、地方公共団体が公立の高等学校の校長及び教員に対して支給する定時制通信教育手当に要する経費(当該地方公共団体が公立の高等学校の校長及び教員に対し、その者の給料の月額に百分の七(管理職手当を受ける者にあつては、職務の複雑、困難及び責任の度合においてその者に対応する国立の高等学校の校長及び教員のうち俸給の特別調整額を受ける者について、第五条第一項の規定により文部大臣が定める割合)を乗じて得た額をこえる額の定時制通信教育手当を支給する場合にあつては、そのこえる部分に係る経費を除く)の三分の一を、当該地方公共団体に對し、予算の範囲内において補助することができる。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行に伴い地方公共団体が公立の高等学校の校長及び教員の定時制通信教育手当に関する条例を制定するにあつては、当該地方公共団体は、当該条例の施行により、当該条例の規定による定時制通信教育手当を受けるべき

者について、その者が受けるべき当該手当の月額が当該手当に相当するものが現に受けている給与の月額に達しないこととなるときは、当該手当を受けるべき者について不利益な結果が生じないよう必要な経過措置を当該条例において定めなければならない。

(他の法律の一部改正)

3 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百四十二条第二項中「新設手当」の下に「定時制通信教育手当」を加える。

4 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「給与」の下に「定時制通信教育手当」を加える。

5 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「新設手当」の下に「定時制通信教育手当」を加える。

二月二十六日日本委員会に左の案件を付託された。

一、靖国神社の国家護持に関する請願(第四三六号)(第四三七号)(第四三八号)(第四四一号)(第四四七号)(第四五一号)(第四五二号)(第四五三三三)(第四五四四号)

一、建国記念日制定に関する請願(第四三九号)(第四四〇号)(第四四五六号)(第四五一四号)(第四五二二二)(第四五二四号)(第四五三六号)(第五三七七号)(第五三八号)(第五三九号)(第五四四号)

一、京都府舞鶴市立岡田中小学校体育館改築に関する請願(第四四九号)

一、京都府舞鶴市立大丹生小学校校舍改築等に関する請願(第四五〇号)

一、義務教育施設、設備拡充等に関する請願(第四五三三三)

一、学校給食費国庫補助増額等に関する請願(第四五四四号)

一、教育関係予算増額に関する請願(第四五八号)(第四五九号)(第四六〇号)(第四六一号)(第四六二二号)(第四六三三三)(第四六四四号)(第四六五五号)(第四六六六号)(第四六七七号)(第四六八八号)(第四六九九号)(第四七〇号)(第四七一七号)(第四七二二号)(第四七三三三)(第四七四四号)(第四七五五号)(第四七六六号)(第四七七七号)(第四七八八号)(第四八〇号)(第四八一八号)(第四八二二号)(第四八三三三)(第四八四四号)(第四八五五号)(第四八六六号)(第四八七七号)(第四八八八号)(第四八九九号)(第四九〇号)(第四九一一号)(第四九二二号)(第四九三三三)(第四九四四号)(第四九五六号)(第四九七七号)(第四九八八号)(第四九九九号)(第五〇〇五号)

一、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正に関する請願(第四七七七号)

一、科学教育振興対策等に関する請願(第四八五五号)

一、学級編制標準引下げ等に関する請願(第五〇〇号)

一、教員定数等確保に関する請願(第五〇一五号)

一、教員定数増加に関する請願(第五〇二二五)

一、学校事務職員の完全配置実施に関する請願(第五〇三三三)

一、年寄りの日を国民の祝日とするの請願(第五一二二五)

一、紀元節復活に関する請願(第五四七七号)

一、一級国道二十八号線中兵庫三原町地区内天然記念物の一部指定解除に関する請願(第五四八八号)

第四三六号 昭和三十三年二月十二日受理

靖国神社の国家護持に関する請願

請願者 奈良県吉野郡川上村井戸 上田薫外五千四百四十四名

紹介議員 新谷寅三郎君

昭和二十年十二月十五日に連合国総司令部から発せられた政教分離に関する指令により現在の靖国神社は宗教法人になつたが、もともと靖国神社は祖國の平和を守るため尊い生命をささげた人々に対する国民の感謝の至情が具現されている場所であり、その祭りの本質は宗教的な儀式でなく国民の感謝の気持ちを表現する国民的行事であり、したがつてこの靖国神社をたんなる一宗教法人として扱うことは国民感情と一致しないから、靖国神社を国家によつて長く敬崇に維持・管理するよう適切な措置を講ぜられたいとの請願

第四三七号 昭和三十三年二月十二日受理

靖国神社の国家護持に関する請願

請願者 岐阜県美濃市俵町 後藤基助外六千七百二十五名

紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第四三六号と同じである。

第四三八号 昭和三十三年二月十二日受理

靖国神社の国家護持に関する請願

請願者 福岡市相生町二ノ二六 尾花国次外十六万三千五百九十四名

紹介議員 野田 俊作君 安部 清美君 西田 隆男君 鈴木 亨弘君

この請願の趣旨は、第四三六号と同じである。

第四五一号 昭和三十三年二月十三日受理

靖国神社の国家護持に関する請願

請願者 奈良県磯城郡大三輪町 穴師 細川龍子外六千二百六十一名

紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第四三六号と同じである。

第四五七号 昭和三十三年二月十五日受理

靖国神社の国家護持に関する請願

請願者 奈良県天理市櫛之本町 大國平二郎外四千五百七十一名

紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第四三六号と同じである。

第五一五号 昭和三十三年二月十六日受理

靖国神社の国家護持に関する請願

請願者 岐阜県美濃市俵町 後藤基助外六千七百二十五名

紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第四三六号と同じである。

請願者 奈良県山辺郡都祁村小倉 今岡庄五郎外四千八百九十七名

紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第四三六号と同じである。

第五一六号 昭和三十五年二月十六日受理

靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 山形市緑町二ノ四ノ一 二 青木虎次郎外一万三千六百六十六名

紹介議員 村山 道雄君 白井 勇君 北畠 教真君

この請願の趣旨は、第四三六号と同じである。

第五三二号 昭和三十五年二月十七日受理

靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 奈良県桜井市北本町 橋本十太郎外四千五百二十三名

紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第四三六号と同じである。

第五四三三号 昭和三十五年二月十八日受理

靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 奈良市杉ヶ東町八二 西田松太郎外一万百四十名

紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第四三六号と同じである。

第五五四号 昭和三十五年二月十八日受理

靖国神社の国家護持に関する請願（六通）
請願者 兵庫県水上郡柏原町柏原三、六一九水上郡遺族会内 舟川菊蔵外三千二百八十六名

紹介議員 岸田 幸雄君

この請願の趣旨は、第四三六号と同じである。

第四三九号 昭和三十五年二月十二日受理

建国記念日制定に関する請願（五通）
請願者 東京都江東区深川富岡町一ノ三一 神宗紀外五十一名

紹介議員 吉江 勝保君

紀元節が国民の感情を無視して廃止されてから既に十余年を経過したが、人心の安定とともに建国記念の日制定を希望する声が高まってきた。これは祖国の歴史と伝統を回顧し国家興隆の前途を思う時当然起つてくる国民の反省である。この国民的世論に思いをいたされぜひ建国記念日制定に関する法案を今国会に提出せられたいとの請願。

第四四〇号 昭和三十五年二月十二日受理

建国記念日制定に関する請願（五通）
請願者 兵庫県尼崎市西長州本通り三ノ七阪神埠頭興業株式会社代表取締役 林健二外三百二十名

紹介議員 中野 文門君

この請願の趣旨は、第四三九号と同じである。

第四五六号 昭和三十五年二月十三日受理

建国記念日制定に関する請願（五通）
請願者 神戸市兵庫区永沢町四ノ四 嶋津正三外五百七十三名

紹介議員 中野 文門君

この請願の趣旨は、第四三九号と同じである。

第五一四号 昭和三十五年二月十五日受理

建国記念日制定に関する請願（二通）
請願者 大阪府堺市陵西通二ノ一四 加藤嘉明外五百九十名

紹介議員 中野 文門君

この請願の趣旨は、第四三九号と同じである。

第五二三号 昭和三十五年二月十六日受理

建国記念日制定に関する請願（八通）
請願者 東京都江東区深川二ノ一二 森山福松外三十二名

紹介議員 吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第四三九号と同じである。

第五二四号 昭和三十五年二月十六日受理

建国記念日制定に関する請願（三通）
請願者 東京都中野区上高田一ノ八八 伊藤果外八百三十三名

紹介議員 中野 文門君

この請願の趣旨は、第四三九号と同じである。

第五三六号 昭和三十五年二月十七日受理

建国記念日制定に関する請願（二通）
請願者 大阪府大正区鶴町二ノ八一 有野金助外千五百九十九名

紹介議員 中野 文門君

この請願の趣旨は、第四三九号と同じである。

第五三七号 昭和三十五年二月十七日受理

建国記念日制定に関する請願（三通）
請願者 福島県平市大字下大越字細田 鈴木正義外二名

紹介議員 吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第四三九号と同じである。

第五三八号 昭和三十五年二月十七日受理

建国記念日制定に関する請願（五通）
請願者 長崎市末広町二ノ六 的野留雄外四百九十九名

紹介議員 秋山俊一郎君

この請願の趣旨は、第四三九号と同じである。

第五三九号 昭和三十五年二月十七日受理

建国記念日制定に関する請願
請願者 岩手県盛岡市大沢川原小路八八 三田地勘治郎外二十五名

紹介議員 谷村 貞治君

この請願の趣旨は、第四三九号と同じである。

第五四四号 昭和三十五年二月十八日受理

建国記念日制定に関する請願（三通）
請願者 大阪府東住吉区駒川町 吉田泰治外千八百一十一名

紹介議員 中野 文門君

この請願の趣旨は、第四三九号と同じである。

第四四九号 昭和三十五年二月十二日受理

京都府舞鶴市立岡田中小学校体育館改築に関する請願
請願者 京都府舞鶴市舞鶴市立岡田中小学校内 大槻太蔵外一名

紹介議員 岡 三郎君

京都府舞鶴市立岡田中、小学校の体育館は明治三十六年に建築されたもので、三教室の壁を除いた型のものである。建物は五十八年の歳月を経ているため、老朽がはなはだしく、しかも館内中央部には補強の柱が十一本も立てられて、屋内運動場としての価値を半減しているばかりでなく、危険な状態に置かれているから、すみやかにこれが改築を表現せられたいとの請願。

第四五〇号 昭和三十五年二月十二日受理

京都府舞鶴市立大丹生小学校校舎改築等に関する請願
請願者 京都府舞鶴市舞鶴市立大丹生小学校内 富田喜一郎外五名

紹介議員 岡 三郎君

建築年度も古くその上戦時中に付近に落下した機雷の爆風による被害をこうむった舞鶴市の市立大丹生小学校の校

舎については、その後毎年相当額の修繕費及び補修費をつぎ込んで今日に至っているにもかかわらず、いまだに児童の日常生活に危険を感じるような状態であるため毎日の学習活動に不便であるばかりでなく衛生的立場からも遺憾にたえないから、同校校舎をすみやかに改築せられたい。さらに、同校の複式学級を解消して児童の学習を安定させるようこれに必要な教員の増加をはかられたいとの請願。

第四五三号 昭和三十五年二月十三日受理
義務教育施設、設備拡充等に関する請願

請願者 香川県高松市八番丁香川県PTA連絡協議会
内 佐野寛外八名

紹介議員 平井 太郎君

教育の永遠策を適切かつ急速に樹立するため、(一)教育課程の改訂に伴ない、義務教育施設、設備を拡充すること、(二)全額国庫負担による学校安全会法の法制化を促進すること、(三)へき地教育振興のため積極的措置を講ずること、(四)準要保護児童生徒の修学旅行補助を増額するとともに範囲を拡大すること、(五)不正常授業、老朽校舎を全面的に解消するため、建築補助の比率を均等とし、二分の一以上に引き上げること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第四五四号 昭和三十五年二月十三日受理
学校給食費国庫補助増額等に関する請願

請願者 香川県高松市八番丁香川県PTA連絡協議会
内 岩田正三外八名

学校給食の目的達成のために、(一)学校給食開設に要する施設設備並びに準要保護児童生徒に対する給食費国庫補助を大幅に増額すること、(二)既設の学校給食施設設備についても国庫補助の対象とするよう法的措置を講ずること、(三)小麦粉の政府売渡価格を昭和三十年年度までの価格(原麦半額国庫補助)にすること、(四)栄養管理職員(栄養教諭)を配置できるよう法の改正を図ると共に、調理従事職員の充実と身分の安定のために、地方交付税の積算内容につき、小・中学校を通じ算定基礎を大幅に改善すること、(五)山村へき地における学校給食振興費補助の法的措置を講ずること等の実現を期せられたいとの請願。

第四五八号 昭和三十五年二月十五日受理
教育関係予算増額に関する請願

請願者 岩手県盛岡市鉾屋町一〇二 瀬川栄

紹介議員 岡 三郎君

盛岡市山王小学校は、昭和三十三年に設けられた新設校であるため、工作、理科、家庭科、図書室、図画等の特別教室が一つもなく学習指導上大きな支障がある上、教員、教材も少なく、特に理科、社会、算数等の教具が不足のため科学教育が思うようにできないから、教育関係予算を増額せられたいとの請願。

第四五九号 昭和三十五年二月十五日受理

教育関係予算増額に関する請願
請願者 岩手県胆沢郡前沢町古城小学校内 鈴木丈夫外十七名

紹介議員 岡 三郎君

すしめ学級の解消については、文部省案では昭和三十八年度までに五十人に減らす計画のようであるが、このようないろんな削減策ではとうてい現在の教育不安は解消されないから、少なくとも来年度中にも五十人まで減らすよう予算措置を講ぜられたい。なお、管理職手当は校長だけでなく教頭にまで支給されるようであるが、このため十億四億円にも及ぶ貴重な予算を使うことは現状においては不適当であるから、この予算をなくしすしめ学級解消とか父母の教育費負担軽減の予算措置を講ぜられたいとの請願。

第四六〇号 昭和三十五年二月十五日受理
教育関係予算増額に関する請願

請願者 岩手県久慈市長内町久慈市立長内小学校内 中沢義雄

紹介議員 岡 三郎君

文部省の昭和三十五年度教育予算案では一応の予算増額とはなっているが、この中には直接学校教育、義務教育の諸問題を解決するための予算は少なく、反面管理職手当、市町村教育長の給与等日教組の対策的な項目が含まれており、かつ予算決定までにはまた相当の削減も予想されるから、国民教育の充実を図り児童生徒の幸福のためぜひとも文教予算の増額を実現せられたいとの請願。

第四六一号 昭和三十五年二月十五日受理

教育関係予算増額に関する請願
請願者 岩手県胆沢郡金ヶ崎町永沢 朝倉良一郎

紹介議員 岡 三郎君

昭和三十五年度文教施設整備費の予算は百五十五億五千万円となっており、三十四年度に比して三十八億五千万円の増額である。これによると、一般校舎で小学校は五万三千八百七十二坪、中学校は十九万六千六百坪の建築が予定されているが、これでは不足している校舎の十分の一(小)、三分の一(中)にすぎず、これを今後児童数が減少する小学校の場合を考慮しても、特別教室等の充実を加味すると、これだけの建築量ではすしめ学級の解消は不可能であるから、文教施設整備費を増額せられたいとの請願。

第四六二号 昭和三十五年二月十五日受理
教育関係予算増額に関する請願

請願者 岩手県岩手郡松尾村松尾山小学校内 沼田宗吉

紹介議員 岡 三郎君

岩手県岩手郡の松尾村にある松尾小学校の校舎及び講堂は老朽腐しよくがはなはだしく危険な状態にあつたため昨年度から新校舎の建築に着手したが、工事がすすまないから、同校の校舎及び講堂に対する国庫補助を増額せられたい。また、松尾山製錬所から出るばい煙に悩まながら海抜千メートルの高地に建てられた校舎内で、わずか四十四名の教職員が三十九学級を担当して職務を遂行している現状であるから、不健康地帯に勤務する教職員のための手当をあらたに創設してこれら教

職員に交付せられるとともに、基本給についても一律に三千円のペーサツプを即時実施せられたいとの請願。

第四六三号 昭和三十五年二月十五日受理
教育関係予算増額に関する請願

請願者 岩手県胆沢郡衣川村岡崎丈作

紹介議員 岡 三郎君

昭和三十五年度予算の編成にあつては、(一)教職員の定員を増加すること、(二)教育費の父母負担を軽減すること、(三)施設、設備費を増額するとともに、(四)公務員の基本賃金を一律三千円引上げること、(五)暫定手当の地域差を廃止すること、(六)期末、勤勉手当を増額すること、(七)月分、(八)へき地指定基準を合理化すること、(九)社会保険制度を確立すること等の実現を期せられたいとの請願。

第四六四号 昭和三十五年二月十五日受理
教育関係予算増額に関する請願

請願者 岩手県胆沢郡胆沢村小字道場六六小山小学校内 橋本辰之進

紹介議員 岡 三郎君

文部省の小・中学校における学級編制計画によると、昭和三十八年度において、一学級の標準児童生徒数が、小・中学校共に、五十名になつていくが、多年の教育経験によると、最大限三十名をこえることは、良心的に容認できない。特に、小学校教育においては、重要な基本的基礎学力を充実させるために絶対必要な要件であるから、標準

学級編制の基準児童生徒数を減少し、教員定数の増加を図られたいとの請願。

第四六五号 昭和三十五年二月十五日受理

教育関係予算増額に関する請願

請願者 岩手県胆沢郡金ヶ崎町 大字西根字中田一南方 小学校内 後藤俊一

紹介議員 岡 三郎君

昭和三十五年度文教予算において、(一)すしづめ学級の解消を目ざし、さしあたり、三十五年度は小学校五十二名、中学校四十九名とすると共に、不足校舎の建築及び教員の定員増加を図ること、(二)父兄負担を軽減するため、教科書費補助、保健医療費補助等、準要保護児童生徒対策費を二十八億円程度に引き上げること、(三)民主教育をさまたげる管理職手当制度を廃止すると共に、地方教育委員会職員の増加、校長の海外旅行、中央講習会場設置、指導主事増員、社会教育助成費、教育テレビ対策等の予算を全廃し、これらの予算をすしづめ学級解消、教材費に差し向ける等の実現を図りたいとの請願。

第四六六号 昭和三十五年二月十五日受理

教育関係予算増額に関する請願

請願者 岩手県陸前高田市陸前高田市立生出小学校内 佐藤勝

紹介議員 岡 三郎君

昭和三十五年度文教予算において、(一)すしづめ学級解消と教職員定員増加の予算を大幅に増額すること、(二)

小規模学校に対しても、もれなく事務職員及び養護教諭を配置するよう、国庫補助の対策を講ずること、(三)不足校舎建築整備費を大幅に増額し建築の促進を図ること等の実現を期せられたいとの請願。

第四六七号 昭和三十五年二月十五日受理

教育関係予算増額に関する請願

請願者 山形県東村山郡豊栄村 増子市三郎

紹介議員 岡 三郎君

昭和三十五年度予算審議にあたり、山形県は、山形県教育予算が富裕県なみになるように、又、教育効果が向上できるように国庫補助金を増額せられたいとの請願。

第四六八号 昭和三十五年二月十五日受理

教育関係予算増額に関する請願

請願者 山形県天童市天童市立天童中学校内 佐藤隆真 外二十七名

紹介議員 岡 三郎君

山形県天童市立天童中学校において、昭和三十四年度に実際に支出された旅費は、県条例による旅費額の五分之一という結果になっているから、昭和三十五年度予算の編成にあたり、教職員旅費を県条例どおり支給されるよう国庫補助を増額せられたいとの請願。

第四六九号 昭和三十五年二月十五日受理

教育関係予算増額に関する請願

請願者 岩手県久慈市小久慈小 学校内 長内幸吉

紹介議員 岡 三郎君

昭和三十五年度文教予算を見ると、教育上欠くことのできない必要経費が削られている反面、管理職手当支給のわくの拡大、校長の海外派遣費など、いわゆる日教組対策と思われる予算編成となっており、真に国民のための文教予算とはいえないから、このよう予算でなく、すしづめ学級の解消、父母の教育費負担の軽減、不足校舎の施設、設備の拡充、準要保護児童に対する教科書の補助、修学旅行費の補助等に国民の願う教育向上のための予算に改められたいとの請願。

第四七〇号 昭和三十五年二月十五日受理

教育関係予算増額に関する請願

請願者 岩手県気仙郡三陸村三陸村立砂子浜小学校内 今野留之進

紹介議員 岡 三郎君

一学級児童生徒数五十六名を標準として教職員数を算定するという文部省発表の標準法暫定数方式ではすしづめ学級解消のための積極策とはいえないから、一学級児童生徒数を最高四十名とするよう教育予算を増額して教職員の定数の増加を図られたいとの請願。

第四七一号 昭和三十五年二月十五日受理

教育関係予算増額に関する請願

請願者 京都府舞鶴市舞鶴市立明倫小学校内 牧好一 外二十二名

紹介議員 岡 三郎君

昭和三十五年度文教予算の審議にあたり、(一)すしづめ学級を解消するため教員の定数を増加すること、(二)教育費を大幅に増額すること、(三)勤務評定を即時撤廃すること、等について善処せられたいとの請願。

昭和三十五年度文教予算の審議にあたり、(一)すしづめ学級を解消するため教員の定数を増加すること、(二)教育費を大幅に増額すること、(三)勤務評定を即時撤廃すること、等について善処せられたいとの請願。

第四七二号 昭和三十五年二月十五日受理

教育関係予算増額に関する請願

請願者 岩手県胆沢郡前沢町前沢小学校内 佐々木亀三郎

紹介議員 岡 三郎君

昭和三十五年度における文教予算の審議にあたり、(一)すしづめ学級解消のため教職員の定数を増加し、一学級の児童数を四十名とすること、(二)準要保護児童生徒対策費を大幅に増額すること、(三)理科教育設備費を大幅に増額すること、等について善処せられたいとの請願。

第四七三号 昭和三十五年二月十五日受理

教育関係予算増額に関する請願

請願者 岩手県胆沢郡衣川村 鈴木透外一名

紹介議員 岡 三郎君

昭和三十五年度文部省予算の決定にあたり、(一)日教組対策とみられる予算を全額削減して子どもの教育に役だつ予算に組み替えること、(二)すしづめ学級解消のための予算増を積極的立場に立つて推進すること、(三)準要保護児童生徒対策費の拡充を図ること、(四)理科教育振興法の趣旨を百パーセントいかすよう配慮すること等について善処せられたいとの請願。

第四七四号 昭和三十五年二月十五日受理

教育関係予算増額に関する請願

請願者 岩手県柴波郡柴波町片寄 阿部重孝

紹介議員 岡 三郎君

すしづめ学級を解消するために、地教委の専任職員一名を増加する案を中止すると共に、管理職手当の支給を全廃して、不足校舎の建築及び教員の定数増加を図られたいとの請願。

第四七五号 昭和三十五年二月十五日受理

教育関係予算増額に関する請願

請願者 岩手県岩手郡西根村平館小学校内 櫻井竹治 郎外十九名

紹介議員 岡 三郎君

昭和三十五年度予算の編成にあたり、(一)校舎狭小による増築、(二)学校教員の定員増加、(三)産休補助教員の完全配置、(四)生活困窮家庭児童、生徒の教育補助の増額等についてその実現を図られたいとの請願。

第四七六号 昭和三十五年二月十五日受理

教育関係予算増額に関する請願

請願者 岩手県久慈市山根町山根小学校上戸鎮分校内 鈴木信一

紹介議員 岡 三郎君

昭和三十五年度文教予算を増額して、教育費の父母負担を軽減せられたいとの請願。

第四七八号 昭和三十五年二月十五日受理

教育関係予算増額に関する請願

請願者 岩手県胆沢郡金ヶ崎町

永岡中学校内 高橋武

三

紹介議員 岡 三郎君

昭和三十五年度文教予算を増額して、すしづめ学級解消のための教職員定員増加を実現せられたいとの請願。

第四七九号 昭和三十五年二月十五日受理

教育関係予算増額に関する請願

請願者 岩手県胆沢郡金ヶ崎町

三ヶ尻小学校内 小沢

清治

紹介議員 岡 三郎君

小、中学校長は一般教員より特に高い給料を支給されているが更に管理職手当を支給されているが、この管理職手当を廃止して見るか、この管理職手当の振興費に充当せられたい。なお公務員の現在の給与は一般社会の給与水準よりはるかに低いから一律に三千円のベースアップを実現せられたいとの請願。

第四八〇号 昭和三十五年二月十五日受理

教育関係予算増額に関する請願

請願者 岩手県上閉伊郡大槌町

吉里吉里中学校内

佐々木正三

紹介議員 岡 三郎君

昭和三十五年度文教予算を大幅に増額して、(一)すしづめ学級の解消と教職員を増員すること、(二)文教施設整備費を増額すること、(三)理科教育、産業教育費を増額すること等の実現を期せられたいとの請願。

第四八一号 昭和三十五年二月十五日受理

教育関係予算増額に関する請願

請願者 岩手県遠野市土湖中学校内 小水内長太郎

紹介議員 岡 三郎君

P.T.A.会費、生徒会費、その他の会費に加えて寄付公募などによる父兄の経済的負担はその極に達し、義務教育無償の原則にもとることはなほだしい現状であるから、教育関係予算を増額して教育費の父母負担を軽減せしめられたいとの請願。

第四八二号 昭和三十五年二月十五日受理

教育関係予算増額に関する請願

請願者 岩手県水沢市車田三一

ノ一水沢南小学校内

藤原吉治

紹介議員 岡 三郎君

昭和三十五年度文教予算案を見ると、教育長給与費補助、事務局専任職員増員費等に多額の予算を計上しているが、これらは教育を進めるための障害にこそなれ、決して前進させるものではないから、これらの予算を学級編制標準引下げ、不足校舎の建築等によりむけ更に強力に予算の獲得を図られたいとの請願。

第四八三号 昭和三十五年二月十五日受理

教育関係予算増額に関する請願

請願者 山形県天童市寺津市立

寺津中学校内 東海林

弘雄外二十二名

紹介議員 岡 三郎君

少ない教育予算のため、父母の教育費負担は増加し、教職員自体の給与に至

つては、生活費としての給与が教育費にさかれている現状であるから、昭和三十五年度教育関係予算を大幅に増額して、(一)教科書等の義務教育費の全額国庫負担、(二)教員の定員、定数の確保、(三)三本建給与の是正等の実現を図られたいとの請願。

第四八四号 昭和三十五年二月十五日受理

教育関係予算増額に関する請願

請願者 岩手県岩手郡松尾村寄

木二七ノ一〇三 小野

孝美外十八名

紹介議員 岡 三郎君

昭和三十五年度予算の編成にあたっては、(一)管理職手当を全廃して、その費用を教育職員、事務職員及び養護教諭の定員増加にまわすこと、(二)学校保健法による保健室の整備のための国庫補助をすること、(三)すしづめ学級の解消、教職員の定数増加のための予算を計上すること、(四)不足校舎建築施設整備のための補助予算を増額すること、(五)義務教育費を全額国庫負担とすること、(六)理科教育施設、設備のための国庫補助金を増額すること等の実現を期せられたいとの請願。

第四八六号 昭和三十五年二月十五日受理

教育関係予算増額に関する請願

請願者 岩手県金石市橋野町三

四ノ三五金石市立橋野

小学校内 橋場正円

紹介議員 岡 三郎君

昭和三十五年度教育予算において、(一)教職員の定員を増額すること、(二)施設、設備費を増額すること、

(三)父母の負担による教育費の軽減を図ること、(四)日教組対策的予算を廃止すること等の実現を期せられたいとの請願。

第四八七号 昭和三十五年二月十五日受理

教育関係予算増額に関する請願

請願者 岩手県大船渡市盛町中

学校内 鈴木久平

紹介議員 岡 三郎君

昭和三十五年度における文教予算編成にあたっては、(一)すしづめ学級の解消のための定員増加を図ること、(二)教育費を大幅に増額し父兄の負担を軽減すること、(三)文教施設設備費を増額すること等について善処せられたいとの請願。

第四八八号 昭和三十五年二月十五日受理

教育関係予算増額に関する請願

請願者 岩手県上閉伊郡田野畑

村田野畑小学校内 武

田勤

紹介議員 岡 三郎君

昭和三十五年度文教予算を審議するにあたっては、(一)すしづめ学級解消のための教職員定数の増加、(二)主要保護児童生徒対策費の大幅増額、(三)文教施設、設備費の増額、(四)管理職手当の廃止、(五)官制講習会のための中央専属会場の設置並びに指導主事増員等にかかる経費の削減等について善処せられたいとの請願。

第四八九号 昭和三十五年二月十五日受理

教育関係予算増額に関する請願

請願者 岩手県紫波郡紫波町古

紹介議員 岡 三郎君

館小学校内 多田友夫

岩手県紫波郡紫波町にある古館小学校は明治四十一年に建築されたもので数年前老朽校舎に指定されたが、いまだに改築に至らないばかりでなく本校の運動用具、理科設備の不足はもとより図書、視聴覚教育のための設備、教材も基準を下回るか或るいは皆無に等しいという状態であり、まことに遺憾にたえないから、学校の設備施設を充実するため教育予算を増額せられたいとの請願。

第四九〇号 昭和三十五年二月十五日受理

教育関係予算増額に関する請願

請願者 岩手県陸前高田市広田

町大久保陸前高田市立

広田小学校内 奥野遠

平

紹介議員 岡 三郎君

文部省が発表したすしづめ学級解消五箇年計画案では昭和三十八年度になつてようやく小学校の一学級児童生徒数が五十名になるという消極策であり、また不足校舎に対する建築予算についても必要なる建築費のわずかに一割にすぎない程度で済ませて遺憾にたえない点が多いから、早急にすしづめの学級解消と不足校舎の建築について万全を期せられたいとの請願。

第四九一号 昭和三十五年二月十五日受理

教育関係予算増額に関する請願

請願者 岩手県九戸郡種市町平

内小学校内 山本信行

紹介議員 岡 三郎君

教育の現場を預っている教師は、老朽化した校舎の一教室に六十名の児童生徒をすし詰めにし、学習指導上ぜひ必要な施設、設備を整わず、そのため父兄から多大の援助を受けようやく授業をつづけているものの、社会から学力低下の非難を受けていることはまことに遺憾であるから、これ等の問題を解決するため、(一)すし詰め学級解消のための定員増加、(二)不足校舎の建築、(三)教育費の父兄負担の軽減、(四)管理職手当の廃止、(五)施設、設備費の増額、(六)校長の海外旅行の廃止等について善処せられたいとの請願。

第四九二号 昭和三十五年二月十五日受理
教育関係予算増額に関する請願
請願者 岩手県陸前高田市矢作町矢作小学校内 新沼良一

第四九三号 昭和三十五年二月十五日受理
教育関係予算増額に関する請願
請願者 岩手県気仙郡三陸村綾里綾里中学校内 及川睦雄

教育効果をあげるため、一学級の児童生徒の標準を四十名以下とするともに、科学教育振興のための予算を増額せられたいとの請願。

第四九四号 昭和三十五年二月十五日受理
教育関係予算増額に関する請願
請願者 山形市大字南館三二山形市立南沼原小学校P T A内 阿部庄次郎

教育関係予算増額に関する請願
請願者 山形市大字南館三二山形市立南沼原小学校P T A内 阿部庄次郎

教育関係予算増額に関する請願
請願者 山形市大字南館三二山形市立南沼原小学校P T A内 阿部庄次郎

教育関係予算増額に関する請願
請願者 山形市大字南館三二山形市立南沼原小学校P T A内 阿部庄次郎

幅増額を実現せられたいとの請願。
理職手当、(二)日教組対策費とみられる予算等を廃止し、他の教育予算に組み替えられたいとの請願。

第四九八号 昭和三十五年二月十五日受理
教育関係予算増額に関する請願(三通)
請願者 岩手県東磐井郡藤沢町藤沢中学校内 三浦正二 二外十五名

教育関係予算増額に関する請願(三通)
請願者 岩手県東磐井郡藤沢町藤沢中学校内 三浦正二 二外十五名

教育関係予算増額に関する請願(三通)
請願者 岩手県東磐井郡藤沢町藤沢中学校内 三浦正二 二外十五名

教育関係予算増額に関する請願(三通)
請願者 岩手県東磐井郡藤沢町藤沢中学校内 三浦正二 二外十五名

教育関係予算増額に関する請願(三通)
請願者 岩手県東磐井郡藤沢町藤沢中学校内 三浦正二 二外十五名

教育関係予算増額に関する請願(三通)
請願者 岩手県東磐井郡藤沢町藤沢中学校内 三浦正二 二外十五名

教育関係予算増額に関する請願(三通)
請願者 岩手県東磐井郡藤沢町藤沢中学校内 三浦正二 二外十五名

教育関係予算増額に関する請願(三通)
請願者 岩手県東磐井郡藤沢町藤沢中学校内 三浦正二 二外十五名

教育関係予算増額に関する請願(三通)
請願者 岩手県東磐井郡藤沢町藤沢中学校内 三浦正二 二外十五名

教育関係予算増額に関する請願(三通)
請願者 岩手県東磐井郡藤沢町藤沢中学校内 三浦正二 二外十五名

教育関係予算増額に関する請願(三通)
請願者 岩手県東磐井郡藤沢町藤沢中学校内 三浦正二 二外十五名

教育関係予算増額に関する請願(三通)
請願者 岩手県東磐井郡藤沢町藤沢中学校内 三浦正二 二外十五名

教育関係予算増額に関する請願
請願者 京都府舞鶴市舞鶴市立岡田上小学校内 大森関次外二名

教育関係予算増額に関する請願
請願者 京都府舞鶴市舞鶴市立岡田上小学校内 大森関次外二名

教育関係予算増額に関する請願
請願者 京都府舞鶴市舞鶴市立岡田上小学校内 大森関次外二名

教育関係予算増額に関する請願
請願者 京都府舞鶴市舞鶴市立岡田上小学校内 大森関次外二名

教育関係予算増額に関する請願
請願者 京都府舞鶴市舞鶴市立岡田上小学校内 大森関次外二名

教育関係予算増額に関する請願
請願者 京都府舞鶴市舞鶴市立岡田上小学校内 大森関次外二名

教育関係予算増額に関する請願
請願者 京都府舞鶴市舞鶴市立岡田上小学校内 大森関次外二名

教育関係予算増額に関する請願
請願者 京都府舞鶴市舞鶴市立岡田上小学校内 大森関次外二名

教育関係予算増額に関する請願
請願者 京都府舞鶴市舞鶴市立岡田上小学校内 大森関次外二名

教育関係予算増額に関する請願
請願者 京都府舞鶴市舞鶴市立岡田上小学校内 大森関次外二名

教育関係予算増額に関する請願
請願者 京都府舞鶴市舞鶴市立岡田上小学校内 大森関次外二名

教育関係予算増額に関する請願
請願者 京都府舞鶴市舞鶴市立岡田上小学校内 大森関次外二名

教育関係予算増額に関する請願
請願者 京都府舞鶴市舞鶴市立岡田上小学校内 大森関次外二名

設、設備の充実強化であるから、現行の理科教育振興法を改正して国庫補助を大幅に増額せられたいと、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正して増員を図られたいとの請願。

第五〇〇号 昭和三十五年二月十五日受理
学級編制標準引下げ等に関する請願
請願者 京都府舞鶴市舞鶴市立余内小学校内 荻野宇吉外十六名

学級編制標準引下げ等に関する請願
請願者 京都府舞鶴市舞鶴市立余内小学校内 荻野宇吉外十六名

学級編制標準引下げ等に関する請願
請願者 京都府舞鶴市舞鶴市立余内小学校内 荻野宇吉外十六名

学級編制標準引下げ等に関する請願
請願者 京都府舞鶴市舞鶴市立余内小学校内 荻野宇吉外十六名

学級編制標準引下げ等に関する請願
請願者 京都府舞鶴市舞鶴市立余内小学校内 荻野宇吉外十六名

学級編制標準引下げ等に関する請願
請願者 京都府舞鶴市舞鶴市立余内小学校内 荻野宇吉外十六名

学級編制標準引下げ等に関する請願
請願者 京都府舞鶴市舞鶴市立余内小学校内 荻野宇吉外十六名

学級編制標準引下げ等に関する請願
請願者 京都府舞鶴市舞鶴市立余内小学校内 荻野宇吉外十六名

支障をきたしている現状であるから、教員の定数を確保して一学級当りの児童定数を法律どおり実施せられるよう措置せられたいとの請願。

第五〇二号 昭和三十五年二月十五日受理

教員定数増加に関する請願

請願者 京都府舞鶴市城南中学校内 青木信一 外二十六名

紹介議員 岡 三郎君

昭和三十五年度の生徒増にともない、教員定数はますます少なくなり、司書、職業指導、同和教育にもさらに困難をきわめることとなるから、教員定数を増加せられたいとの請願。

第五〇三号 昭和三十五年二月十五日受理

学校事務職員の完全配置実施に関する請願

請願者 山形県東村山郡中山町町立豊田小学校内 鳥

兎沼宏之

紹介議員 岡 三郎君

教育職員が、教育本来の仕事に専念できよう、事務職員の完全配置を実施せられたいとの請願。

第五一二号 昭和三十五年二月十五日受理

年寄りの日を国民の祝日とするの請願

請願者 滋賀県大津市玉屋町 神田次郎

紹介議員 藤田康太郎君

戦後やもすると老人軽視の風潮が生じてきていることにかんがみ、老人を敬愛し、その福祉思想のこう揚と徹底

を期するために、「子供の日」「成人の日」と並んで国民の任意的な祝日として「年寄りの日」が定められ、例年九月十五日をもつて全国いつせいに敬老行事が実施されてきた。このように国民感情の反映は年寄りの日を国民の祝日としたいという強い要望となつても、あがつてきたのであるが、これは、ひとえにとおりの一老人の敬老思想の普及によるばかりでなく、老人の基本的人権を確立し、その社会的役割を考慮し、新しい敬老倫理の確立と老人福祉施策の充実強化を希求する声が高まつてきたからであるから、あたかも本年は「年寄りの日」の行事がはじめられてから十周年にも当るため、九月十五日を国民の祝日として設定せられたいとの請願。

第五四七号 昭和三十五年二月十八日受理

紀元節復活に関する請願

請願者 新潟県高田市南城町二 篠原誠一郎

紹介議員 佐藤 芳男君

二月十一日の紀元節復活は国民感情であり、国民絶対多数の世論であるから、すみやかにこれが法制化を実現せられたいとの請願。

第五四八号 昭和三十五年二月十八日受理

一級国道二十八号線中兵庫県三原町地区内天然物記念物の一部指定解除に関する請願

請願者 兵庫県洲本市外通町七 丁目興国研究会内 南

垣外十名

紹介議員 竹中 恒夫君

兵庫県津名郡、同洲本市、同三原郡内を貫通する一級国道二十八号線の改良工事は、五箇年計画をもつて一部着工されてはいるが、三原郡三原地区を通る改良計画路線中に天然記念物に指定されているが松並木が所在しているため、改良計画の円滑なる遂行を妨げている現状であるから、本天然記念物の一部を解除せられこれが伏採を許可せられたいとの請願。